

# 令和2年度 青森支部事業計画の実施状況について(速報)

---

# 目次

## 1. はじめに

- (1) 青森支部事業概況(基礎データ)……………2
- (2) 令和2年度青森支部事業計画KPI達成状況……………5

## 2. 基盤的保険者機能関係

- (1) サービス水準の向上……………10
- (2) 業務改革の推進に向けた取組……………12
- (3) 現金給付の適正化の推進……………12
- (4) 効果的なレセプト点検の推進……………13
- (5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化……………15
- (6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進……………15
- (7) ①返納金債権の発生防止のための保険証回収強化……………16
- (7) ②債権管理回収業務の推進……………18
- (8) 限度額適用認定証の利用促進……………20
- (9) 被扶養者資格の再確認の徹底……………22
- (10) オンライン資格確認の導入に向けた対応……………24

## 3. 戦略的保険者機能関係

- (1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画  
(データヘルス計画)の着実な実施……………26
  - ①生活習慣病予防健診の受診率向上……………27
  - ②事業者健診データ取得率の向上……………29
  - ③特定健診受診率の向上……………31
  - ④特定保健指導の実施率の向上及び30年度からの制度見直し……………33
  - ⑤重症化予防対策の推進……………35
  - ⑥コロボヘルスの推進、ビッグデータを活用した事業所単位の情報提供……………37
- (2) 広報活動による加入者等の理解促進……………39
- (3) 健康保険委員を通じた加入者等の理解促進……………41
- (4) ジェネリック医薬品の使用促進……………43
- (5) インセンティブ制度の本格導入……………45
- (6) 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信……………46
- (7) 調査研究の推進……………47

## 4. 組織体制関係

- (1) 人事制度の適正な運用と人員配置……………49
- (2) 人事評価制度の適正な運用……………49
- (3) OJTを中心とした人材育成……………49
- (4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等……………50
- (5) コンプライアンス、個人情報保護等の徹底……………51
- (6) リスク管理……………51
- (7) ペーパーレス化の推進……………51

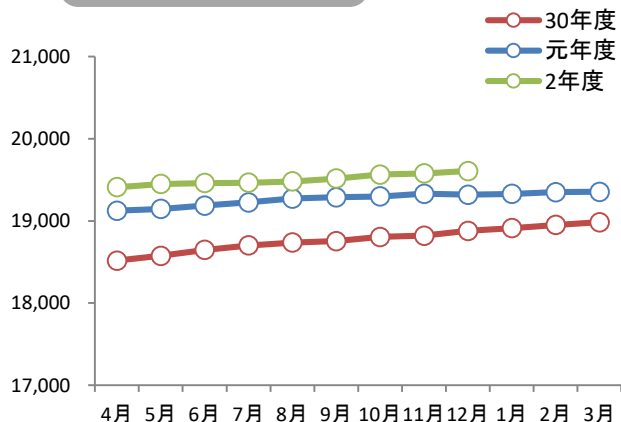
# 1. (1) 青森支部事業概況(基礎データ)

# 1. (1) 適用関係の推移

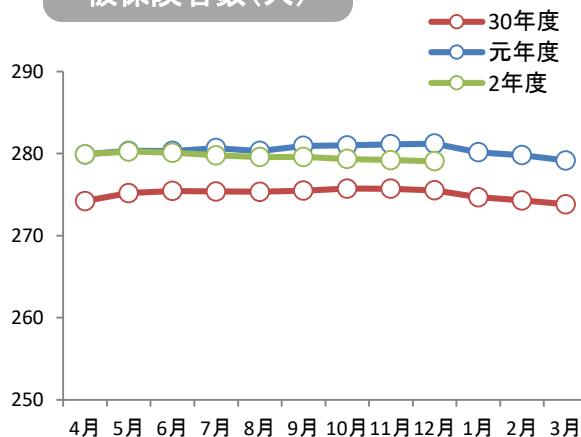
- ・事業所数は対前年度に比べて増加で推移していますが、加入者数(被保険者数、被扶養者数)は減少傾向で推移しています。
- ・平均標準報酬月額は、対前年度に比較して増加傾向で推移しています。

	事業所数(件)		加入者数(人)						平均標準報酬月額(円)	
		対前年度		対前年度	被保険者数(人)		被扶養者数(人)			対前年度
						対前年度		対前年度		
平成29年度平均	18,167	5.0	444,625	0.9	271,439	2.5	173,185	-1.4	236,327	0.9
平成30年度平均	18,774	3.3	445,461	0.2	275,066	1.3	170,395	-1.6	239,733	1.4
令和元年度平均	19,269	2.6	448,632	0.7	280,404	1.9	168,227	-1.3	242,999	1.4
令和2年度平均	19,504	1.2	443,622	-1.1	279,637	-0.3	163,985	-2.5	244,201	0.5
令和2年4月	19,412	1.5	445,038	-1.0	279,889	-0.01	165,149	-2.5	243,684	1.2
令和2年5月	19,450	1.6	444,140	-1.0	280,240	-0.03	163,900	-2.6	243,459	1.1
令和2年6月	19,462	1.4	443,823	-1.0	280,085	-0.1	163,738	-2.5	243,311	1.2
令和2年7月	19,465	1.2	443,522	-1.2	279,777	-0.3	163,745	-2.7	243,651	1.1
令和2年8月	19,482	1.1	443,409	-1.1	279,564	-0.3	163,845	-2.6	243,897	1.0
令和2年9月	19,517	1.2	443,561	-1.3	279,593	-0.5	163,968	-2.6	244,981	0.2
令和2年10月	19,565	1.4	443,235	-1.4	279,329	-0.6	163,906	-2.7	244,947	0.2
令和2年11月	19,579	1.3	443,019	-1.5	279,189	-0.7	163,830	-2.8	244,955	0.3
令和2年12月	19,607	1.5	442,852	-1.5	279,066	-0.8	163,786	-2.6	244,928	0.3

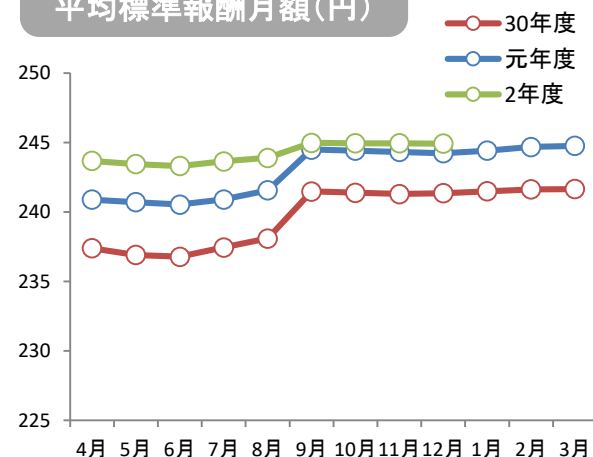
事業所数(件)



被保険者数(人)



平均標準報酬月額(円)

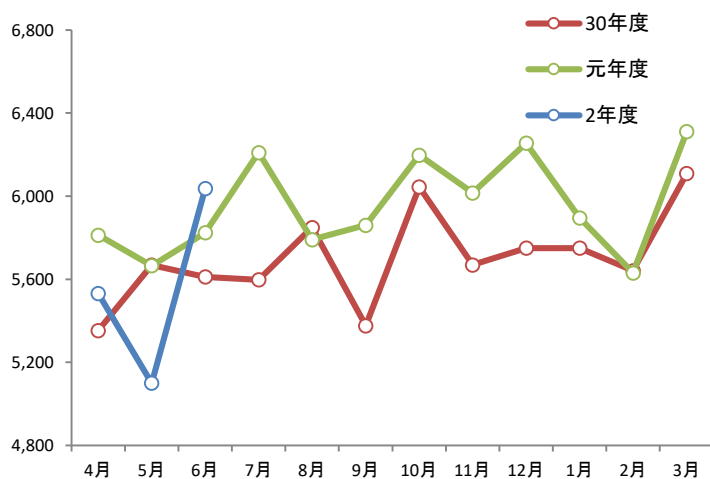


# 1. (1) 保険給付費、加入者1人当たり医療費の推移

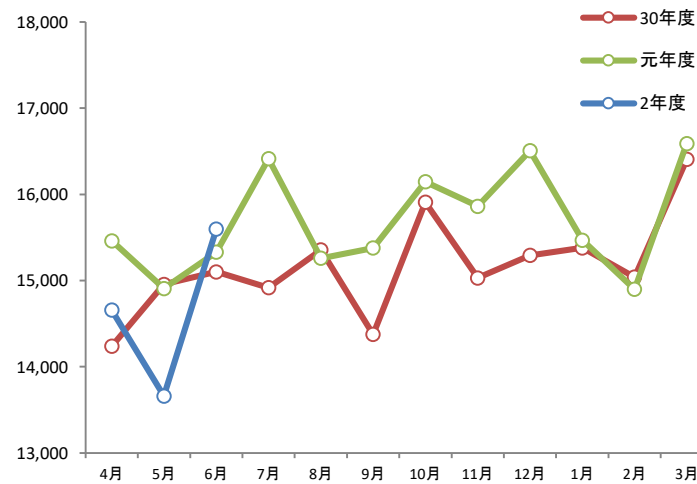
・令和2年7月以降は、協会本部の統計システム切り替えのため、数値精査中。

	保険給付費 (百万円)		加入者1人当たり医療費(円)		入院		入院外(調剤含む)		歯科	
		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
平成29年度平均	5,549	3.0	14,799	2.4	4,024	1.7	9,206	3.0	1,418	0.5
平成30年度平均	5,702	2.7	15,339	3.6	4,237	5.3	9,313	1.2	1,462	3.1
令和元年度平均	5,956	4.5	15,685	2.3	4,326	2.1	9,716	4.3	1,488	1.8
令和2年度平均	5,556	-6.7	14,638	-6.7	3,960	-8.5	9,021	-7.1	1,506	1.2
令和2年4月	5,531	-4.8	14,657	-5.2	3,862	-4.5	9,176	-6.3	1,473	0.2
令和2年5月	5,100	-10.0	13,661	-8.4	3,785	-10.7	8,344	-9.0	1,383	2.3
令和2年6月	6,037	3.7	15,596	1.7	4,232	-1.6	9,544	2.0	1,663	9.5

保険給付費(百万円)



加入者1人当たり医療費(円)



# 1. (2) 令和2年度青森支部事業計画KPI達成状況

## 保険者機能強化アクションプラン(第4期)

協会けんぽの中期計画である保険者機能強化アクションプラン(第4期)では、保険者機能について主に以下の三つの類型に大別し、目的・目標を整理しています。

また、平成30年度以降は、保険者機能強化アクションプランを中期計画と明確に位置付けてKPIを設定するとともに、それを踏まえた事業計画の策定や評価を通じた改善を行うことにより、PDCAサイクルを強化することとしています。

保険者機能	目的・目標
基盤的保険者機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプトや現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。</li> <li>・同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。</li> </ul>
戦略的保険者機能	<p>事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、以下の内容を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 医療等の質や効率性の向上</li> <li>II 加入者の健康度を高めること</li> <li>III 医療費等の適正化</li> </ul>
組織体制の強化	<p>基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。</p>

青字：達成

赤字：未達成

## 1. (2) 令和2年度 青森支部 KPI達成状況(速報値)

KPI設定項目	青森支部KPI	令和元年度実績	令和2年度実績	
			令和2年度実績	全国平均
1. 基盤的保険者機能関係				
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%	99.37% (12月末現在)
現金給付等の申請に係る郵送化率	92.3%以上	90.8%	92.9%	94.7% (12月末現在)
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	0.281%以上	0.281%	0.295% (令和3年1月)	0.317% (令和3年1月)
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合	0.55%以下	0.55%	0.52%	1.18% (12月末現在)
日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	95.5%以上	95.1%	94.5%	92.4%
返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率	71.08%以上	71.08%	76.03%	53.40%
医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合	0.029%以下	0.029%	0.032% (令和3年1月)	0.086% (令和3年1月)
高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	85.0%以上	83.1%	81.4%	79.3% (12月末現在)
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	92.0%以上	95.7%	96.9%	—
現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率	66.7%以上	50.0%	33.3%	55%

※令和2年度青森支部実績値及び全国平均の実績値は全て速報値である。



# 1. (2) 令和2年度 青森支部 KPI達成状況(速報値)

青字：達成

赤字：未達成

KPI設定項目	青森支部KPI	令和元年度実績	令和2年度実績	
			実績	全国平均
<b>2. 戦略的保険者機能関係</b>				
生活習慣病予防健診実施率	60.0%以上	59.0%	58.7%	-
事業者健診データ取得率	10.0%以上	9.1%	10.1%	-
被扶養者の特定健診受診率	29.5%以上	26.0%	25.8%	-
被保険者・被扶養者合計の健診実施率	61.5%以上	59.3%	60.1%	-
被保険者・被扶養者合計の特定保健指導実施率	21.6%以上	18.0%	15.1%	-
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	12.9%以上	9.3%	10.77%	10.15%
健康宣言事業所数（※支部独自目標）	1200社	965社	1,445社	-
広報活動における加入者理解率の平均	44.6%以上	44.6%	43.2%	-
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	45.0%	41.5%	48.76%	-
ジェネリック医薬品使用割合	82.2%	81.4% (令和2年3月分)	82.7% (令和2年12月分)	80.2% (令和2年12月分)
【地域の医療提供体制への働きかけ①】 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率	100%	100%	精査中	-
【地域の医療提供体制への働きかけ②】 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信	実施	実施	精査中	-
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20%以下	22.3%	9.1%	-

※令和2年度青森支部実績値及び全国平均の実績値は全て速報値である。

## 2. 基盤的保險者機能關係

## 2. 基盤的保険者機能関係

### (1) サービス水準の向上

#### KPI

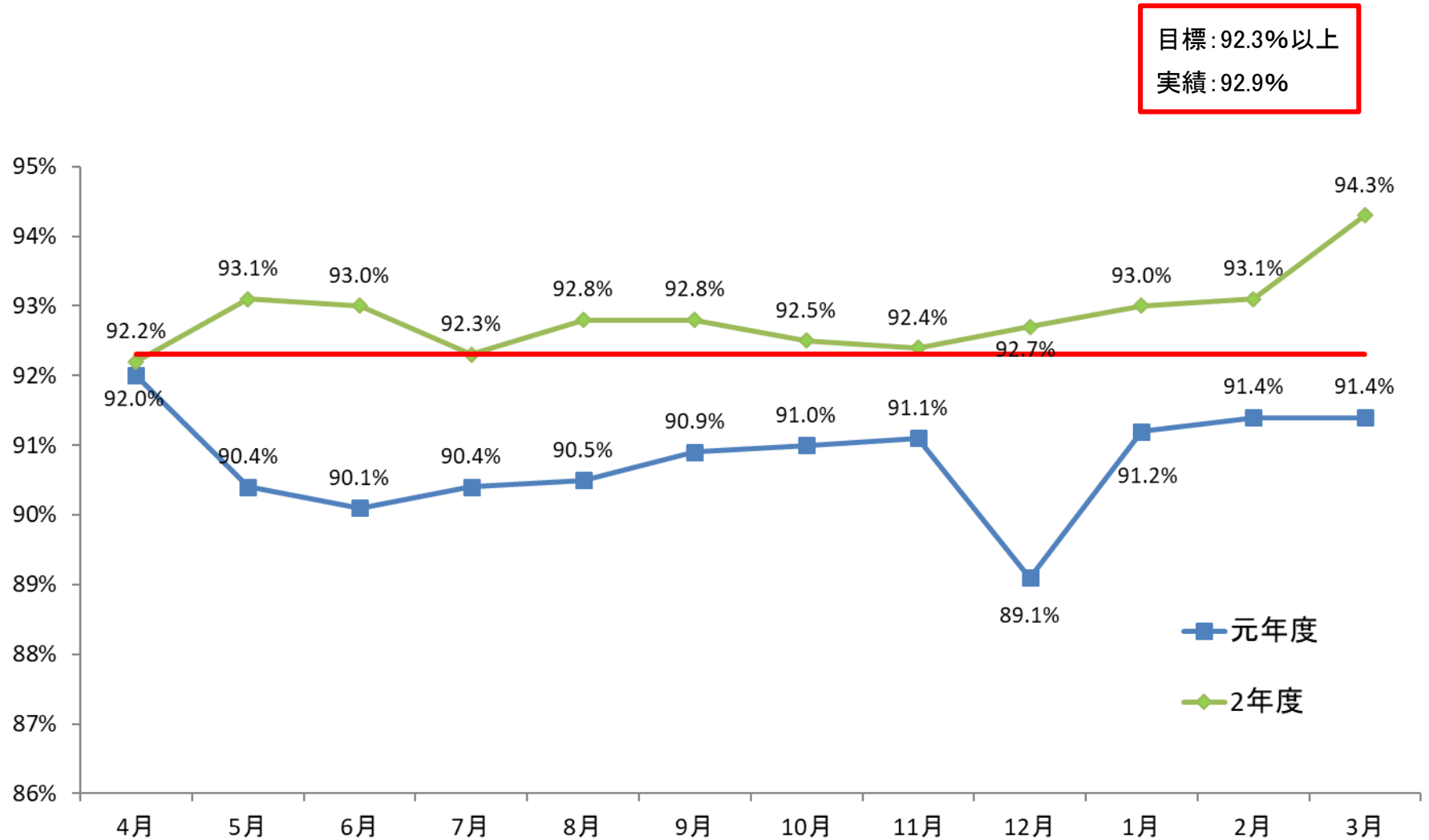
(※サービススタンダード=傷病手当金などの給付金について受付から振込までを10営業日以内に完了する。)

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする。
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92.3%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
① サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100%
② 現金給付等の申請に係る郵送化率	92.3%	92.9%	90.8%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守するため、的確な進捗管理を行うとともに、定められた手順による事務処理を徹底し、正確かつ迅速な支給を行う。</li> <li>② 健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知する。</li> <li>③ 加入者等のご意見やお客様満足度調査の結果を受けての取り組みを行い、更なるお客様サービスの向上を図る。</li> <li>④ 高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した支給申請書を送付し、申請を勧奨する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日次(朝・夕)のミーティングにおいて管理者が受付件数や処理可能件数、処理済み件数などを審査者・確認者と共有するなど、処理遅延が発生しないように進捗管理を徹底した。結果SS100%を維持した。</li> <li>② 4月の繁忙期対策として、任継セット(チラシ・申請書・返信用封筒)を管内約800事業所へ事前に送付するなど郵送化促進の取り組みを行い、KPI目標を達成した。</li> <li>③ 毎朝全体で「電話対応の心得・心がけ」の唱和实施や、電話対応の自己評価・上長評価(モニタリング)及び電話対応アンケートなど支部をあげて取り組み、CS向上に努めた。</li> <li>④ 未申請者に対して高額療養費の申請書を年間9,436枚送付した。</li> </ul>

# 現金給付等の申請に係る郵送化率



## 2. 基盤的保険者機能関係

### (2) 業務改革の推進に向けた取組

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<p>現金給付等の事務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、事務マニュアル・事務手順書に従った事務処理の徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・手順書に従った事務処理であるかどうか、確認者によるチェックを行った。</li><li>・事務マニュアル・手順書の徹底を図るため、学習会を8月より毎月実施した。(オンライン資格確認・マイナンバーなど)</li><li>・協会本部へ業務改革提案等を6件提出した。</li></ul>

### (3) 現金給付の適正化の推進

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"><li>① 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li><li>② 本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。</li><li>③ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、事務手順書に基づき確実に実施する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 毎月開催のPT会議において、39議題を付議した。令和2年度中に3事業所の立入検査の承認を受け、令和2年12月に1件実施した。残る2事業所に関しては令和3年5月に立入検査実施予定。</li><li>② ①の立入検査案件は抽出データを活用し、PT会議を経たもの。立入検査に至らなかった案件についても、事業所へ聞き取りを実施するなど給付適正化に努めた。</li><li>③ 事務手順書に従って、労働基準監督署へ労災申請・支給決定状況等の確認を8名のべ15回実施した。</li></ul>

## 2. 基盤的保険者機能関係

### (4) 効果的なレセプト点検の推進

#### KPI

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について、対前年度以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
レセプト点検の査定率	0.281%以上	0.295%(令和3年1月)	0.281%

#### 事業計画(主な重点事項)

- ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。
- ② 内容点検においては、点検効果額向上計画を策定のうえ自動点検マスタ等のシステムを最大限活用し、点検効果額の向上に努める。
- ③ 点検員のスキルアップを図るため、外部講師を招いての事例研修、医科検討会、他支部査定事例の収集・共有化を推進し、機能的な点検体制の確立に努める。
- ④ 支部策定の「レセプト点検員育成計画書」に基づき、点検員スキルの維持・向上を図る。

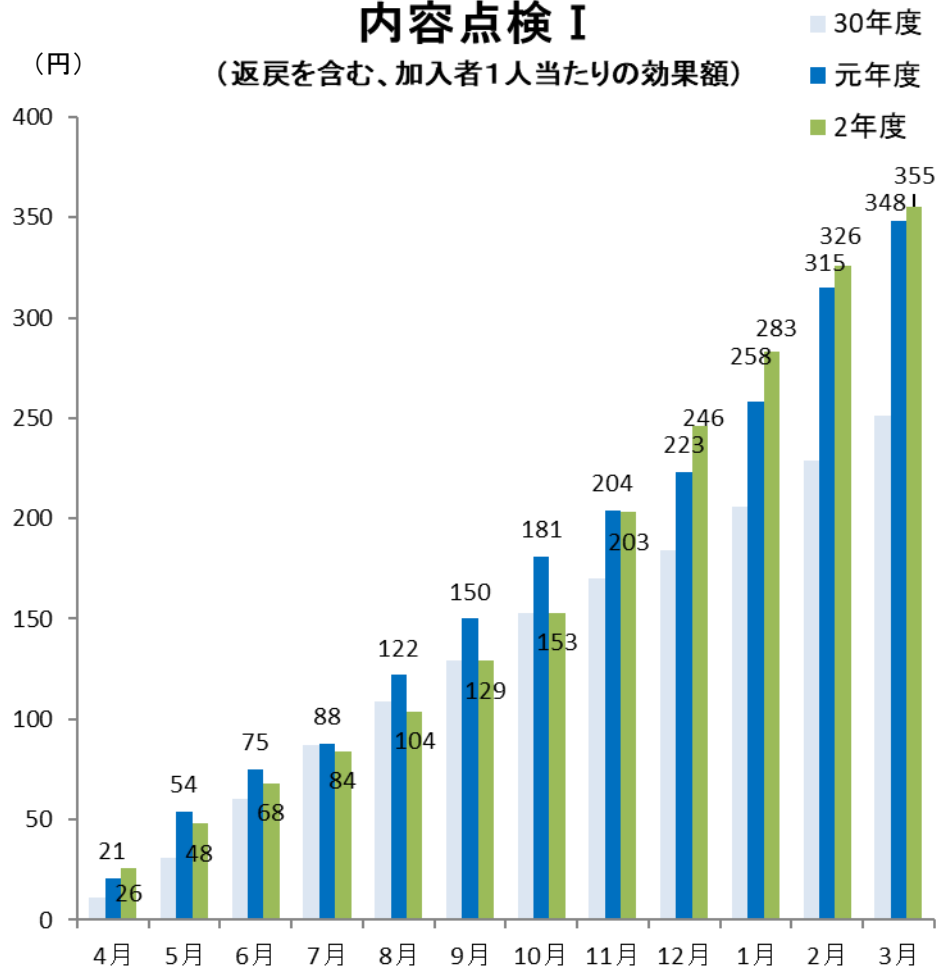
#### 実施状況

- ① コロナ禍による各点検の休止の影響があったが、休止解除後は遅れを取り戻し、確認・照会を確実にを行い、医療費の適正化を図った。
- ② 厚生労働省通知や自支部・他支部の査定事例から有効な事例を検証してシステムに随時登録し、点検作業の効率化を図った。
- ③ 点検の新たな観点・手法を取り入れるため、協会けんぽ本部主催の研修(2/22、3/4)や、支部独自の外部講師研修(12/18)に出席し、全体のスキルアップを図った。
- ④ 毎月、ミーティングや、経験の浅い点検員に対する勉強会を開催し、情報共有・点検の統一を図った。

# レセプト点検

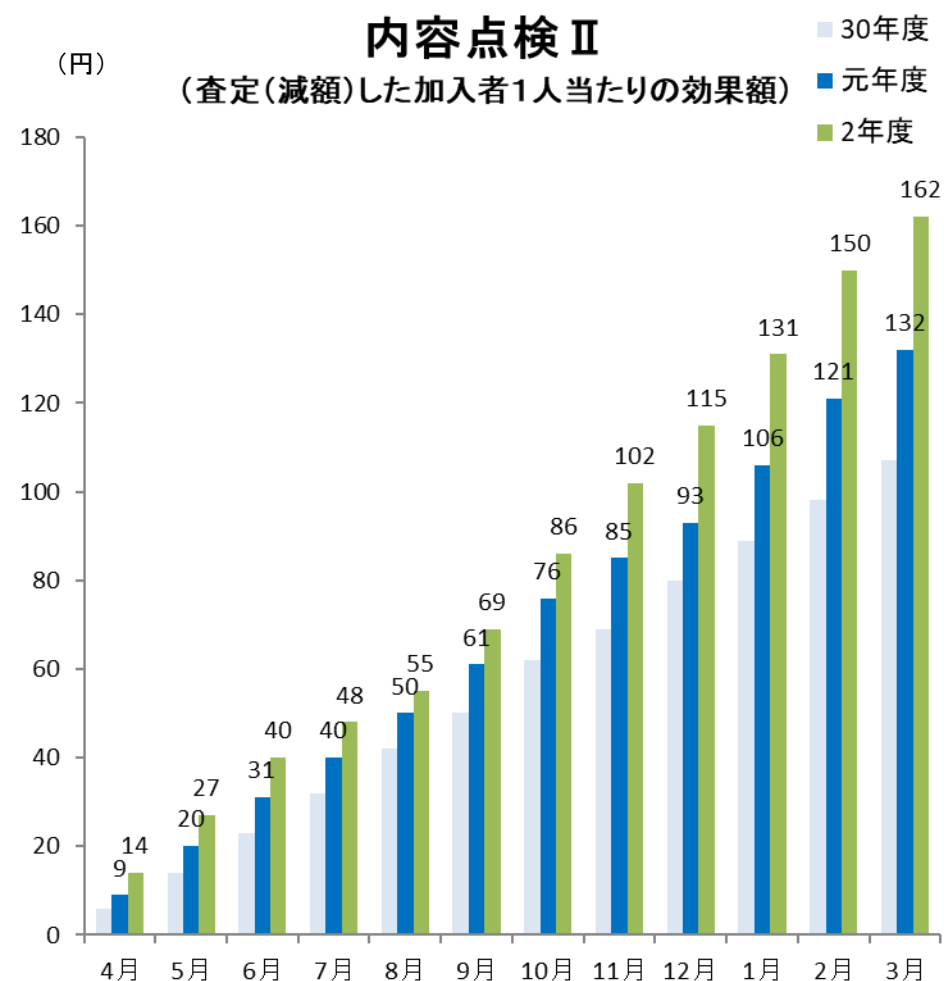
## 内容点検Ⅰ

(返戻を含む、加入者1人当たりの効果額)



## 内容点検Ⅱ

(査定(減額)した加入者1人当たりの効果額)



## 2. 基盤的保険者機能関係

### (5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

#### KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
柔道整復施術療養費申請割合	0.55%以下	0.52%	0.55%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)及び部位ころがし(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会を行う。</li> <li>② 柔整審査会と連携し、必要に応じ施術管理者に施術内容の照会や注意喚起文書を送付し適正施術の啓発に努める。</li> <li>③ 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診について適正受診の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 患者照会を年間2,919件実施し前年度実績2,457件を大きく上回った。結果、3部位15日以上(KPI)の出現率は0.52%となり、目標を達成した。</li> <li>② 疑義のある施術所や申請事案等を柔整審査会へ報告し、また、審査会において施術内容の疑義や記載不備があった193件の申請書を返戻するなど、連携・協力を図った。注意喚起文書を発出した施術所は無かった。</li> <li>③ 毎月実施の患者照会においてパンフレットを同封し注意喚起に努めた。</li> </ul>

### (6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施する。</li> <li>② 不正疑い事案については厚生局へ情報提供を行い、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① あはき療養費の審査時は、コロナの影響による同意の延長など新たなルールの順守に努め、同意(再同意)の確認を徹底した。</li> <li>② 厚生局に情報提供する事案の発生は無かった。</li> </ul>



## 2. 基盤的保険者機能関係

### (7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

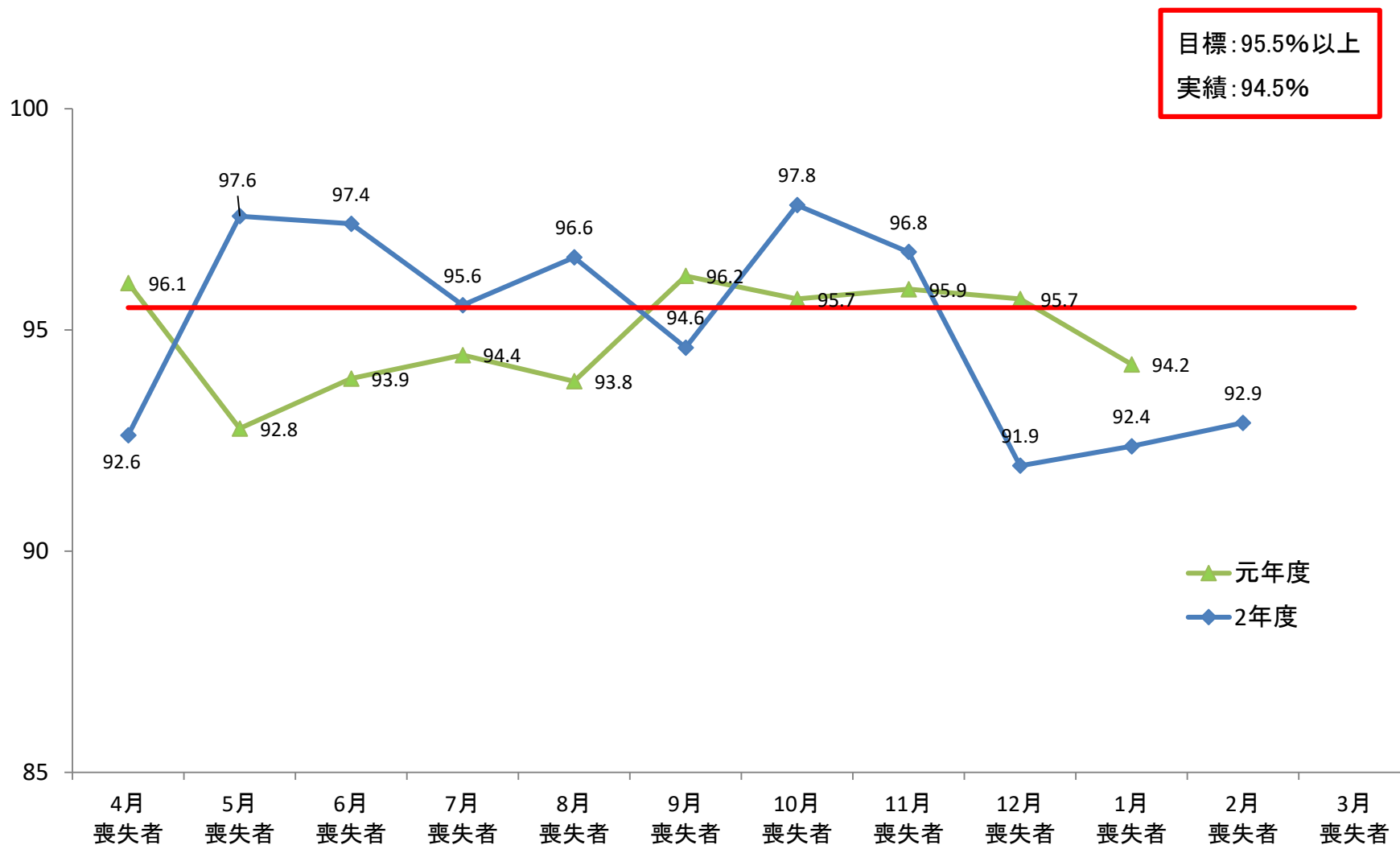
#### KPI

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.5%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
保険証回収率	95.5%以上	94.5%	95.1%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外部委託による保険証返納催告に加え、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>② 資格喪失後や被扶養者不該当後の保険証返却・回収について、医療関係団体と連携してポスター等で広報するほか、健康保険委員研修会等を通じ周知する。</li> <li>③ 保険証未回収が多い事業所へは、文書や電話または訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知する。</li> <li>④ 事業主、事務担当者に対し、研修会等を通じ、資格喪失届へ保険証を添付できない場合の証回収不能届の提出と連絡先電話番号記載の励行を、協力依頼する。</li> <li>⑤ ④の励行を図るため、届の提出先である年金事務所へ定期的に協力依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険証返納催告を毎週2回、一次催告を日本年金機構が行う資格喪失処理後2週間以内に、二次催告を一次催告後2週間以内に確実に実施した。また、連絡先電話番号判明者に対し、電話による返納催告を全件実施した。</li> <li>② コロナ禍により研修会等での周知機会が少なかったが、資格喪失時の保険証回収について、リーフレット等で広報し周知した。</li> <li>③ 11月と3月、本部から提供されたデータに基づき、保険証未回収が多い事業所に対し、文書・電話により、資格喪失届への保険証添付の周知をした。</li> <li>④ ②及び③と同様に、事業主、事務担当者に協力依頼した。</li> <li>⑤ 7月と3月、年金事務所を訪問し、事業主等に対し、被保険者資格喪失届・被扶養者異動届(扶養削除の場合)を提出する際の保険証回収の徹底と、未添付の場合の証回収不能届への連絡先電話番号記載の励行・啓発を様々な機会に周知していただくように依頼した。</li> </ul>

# 保険証回収率



## 2. 基盤的保険者機能関係

### (7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

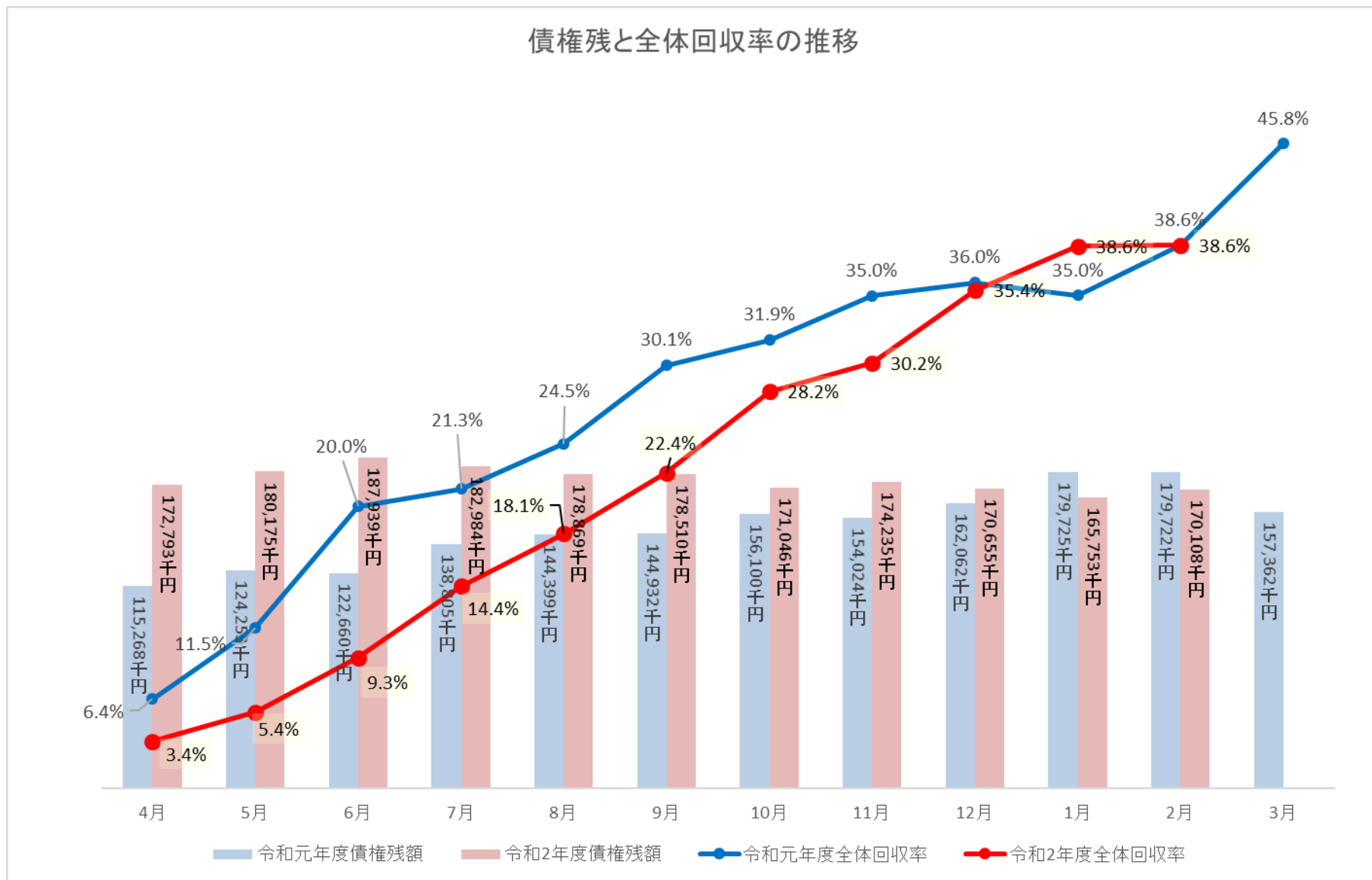
#### KPI

- ① 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
① 返納金債権の回収率	71.08%以上	76.03%	71.08%
② 返納金の割合	0.029%以下	0.032%(令和3年1月)	0.029%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 債権の早期回収を図るため、文書や電話または訪問による催告のほか、顧問弁護士名による文書催告を活用するとともに、法的手続きによる回収の強化に努める。</li> <li>② 資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整スキームを積極的に活用し、安定的な回収に努める。</li> <li>③ 交通事故等による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</li> <li>④ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても、漏れなく適正に請求する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 発生した債権について全件調定し、速やかに納付書を送付した。そして、納付期限経過1か月時点の未納者に対する初回文書催告、長期未納者に対する弁護士名催告を確実に実施した。法的手続き(支払督促等)も高額債権(1件)について通常裁判を実施する等、着実に実施し、返納金債権回収率の向上を図った。</li> <li>② 時効にかかる対象者を除き、納付書送付時に、保険者間調整のチラシを同封する等、保険者間調整の利用勧奨を積極的に行った。</li> <li>③ 損害保険会社等に対し、折衝を重ね、早期の債権回収に取り組んだ。</li> <li>④ 最終的な納付者が加害者本人であっても、漏れなく適正に請求した。</li> </ul>

# 債権回収状況



## 2. 基盤的保険者機能関係

### (8) 限度額適用認定証の利用促進

#### KPI

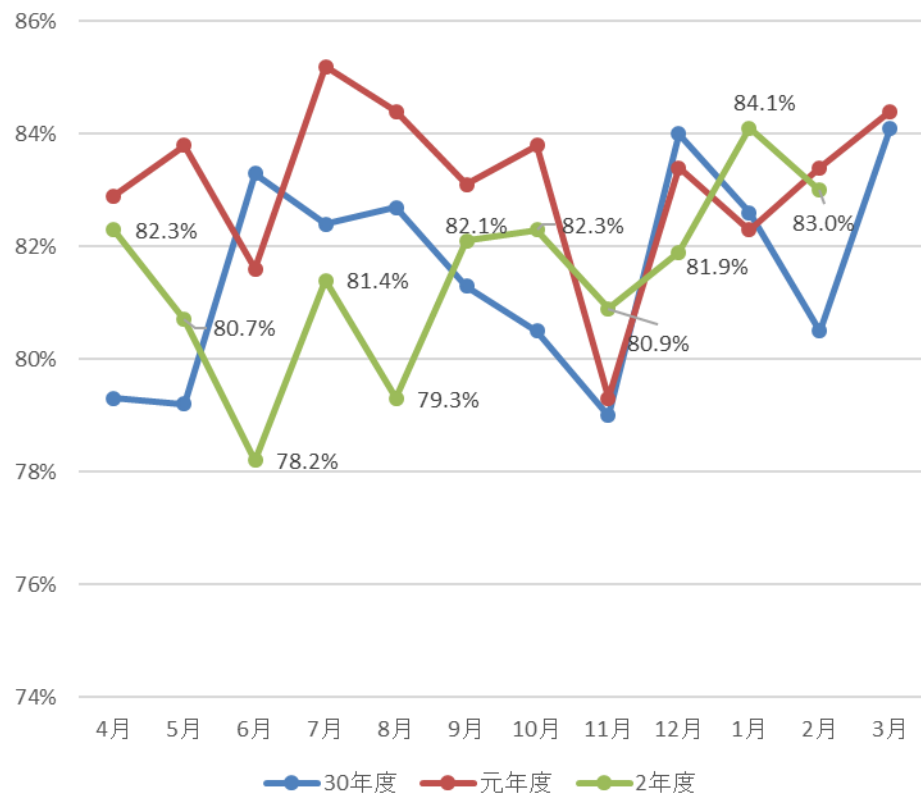
高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
限度額適用認定証使用割合	85.0%以上	81.4%	83.1%

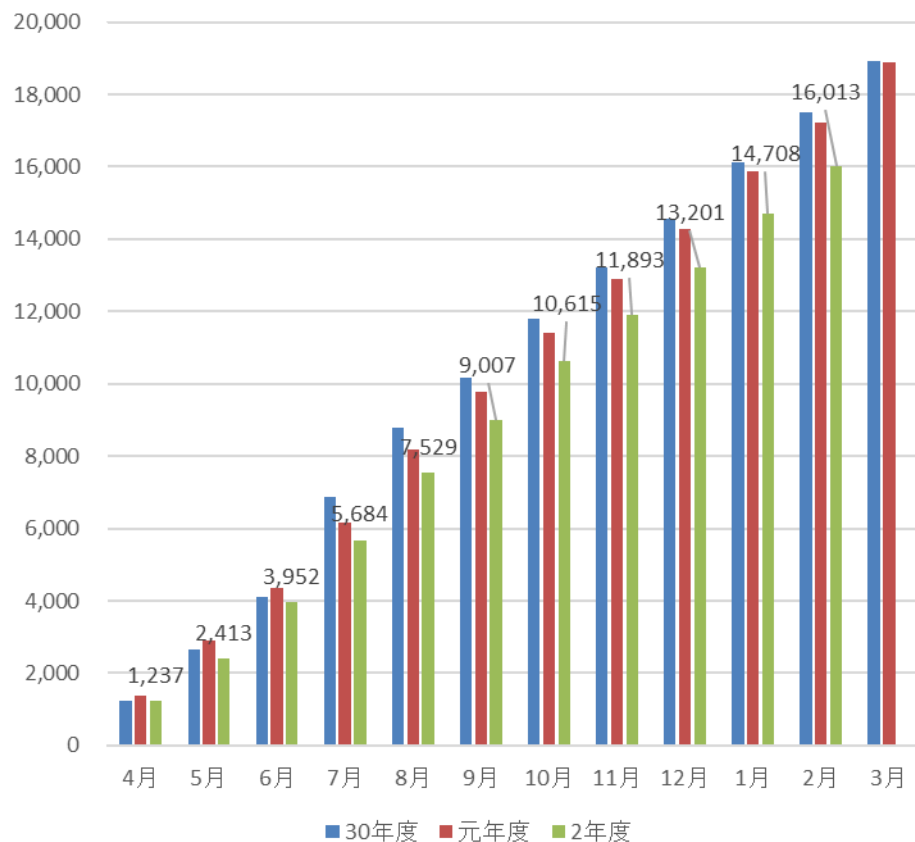
事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"><li>① 医療機関及び市町村窓口にてリーフレットと一体になった申請書の設置依頼を文書等にて実施する。</li><li>② 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報を実施し利用促進を図る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 社会保険診療報酬支払基金に協力を得て、8月に県内全ての医療機関に対する発送物に設置依頼の文章を同封した。また、10月に設置医療機関で1年以上追加要求が途絶えていた130機関へ文書で協力要請を実施した。 9月、10月に県内すべての市町村に対し、制度周知及び申請書設置依頼を行った。(青森市・弘前市は訪問、残りの市町村は郵送)</li><li>② 11月に健康保険委員事業所約600社に対し、申請書設置依頼文書及び、制度に関するリーフレットを同封し従業員へ周知等の協力依頼を郵送にて行った。また、高額療養費を支給した加入者様へ制度周知のチラシ及び申請書を郵送し次回以降の利用を勧奨した。</li></ul>

# 限度額適用認定証使用割合及び発行状況

【KPI】高額療養費制度に占める  
限度額適用認定証の使用割合



限度額認定証発行状況(累計)



## 2. 基盤的保険者機能関係

### (9) 被扶養者資格の再確認の徹底

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
被扶養者状況確認書提出率	92.0%以上	96.9%	95.7%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"><li>① 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</li><li>② 回収率を高めるため、積極的に社会保険労務士の受託分の向上を図る。</li><li>③ 無資格受診の防止ならびに高齢者医療費に係る拠出金等の適正化に資するため、被扶養者資格確認リストの未提出事業所への提出勧奨を確実に行う。</li><li>④ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① ② 令和2年10月に被扶養者資格再確認の対象者がいる事業所(12,627社)に対して、被扶養者状況リスト等を送付した。</li><li>② 令和2年7月に青森県社会保険労務士会を訪問し協力要請を行うとともに、同月中に県内の社労士全員に対して郵送による協力要請を行った。</li><li>③ 令和3年1月に被扶養者状況リストの全未提出事業所(2,411社)へ提出勧奨通知を送付した。更に、同年2月及び3月にも全未提出事業所(1,376社)へ電話による提出勧奨を実施した。</li><li>④ 未送達事業所は、年金事務所に所在調査依頼及び事業主の住所調査を行い所在の確認に努めた。</li></ul>

# 被扶養者資格の再確認リーフレット(一部抜粋)

事業主・加入者の皆さまへ



0001

## 被扶養者資格の再確認とご提出のお願い

日頃より、当協会の事業運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金や保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認(被扶養者資格の再確認)を毎年度実施しています。

つきましては、本年度も事業主様に「被扶養者状況リスト」等を送付させていただきますので、対象の方が現在も被扶養者の要件を満たしているかをご確認のうえ、協会けんぽ宛にご提出いただきますようお願い申し上げます。

被扶養者資格の再確認は、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知に基づき実施するものですが、事業主・加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大変重要な事務となりますので、ご理解・ご協力を何卒よろしく願いたします。

全国健康保険協会(協会けんぽ)

### お送りしているもの

- (1) 被扶養者状況リスト ※必ず記入・提出が必要です (2) 説明用リーフレット (3) 返信用封筒
- (4) 被扶養者調査兼異動届 ※扶養解除となる場合に記入・提出が必要です
- (5) 被扶養者現況申立書 ※被保険者と別居している場合、または、海外在住の場合に記入・提出が必要です

### 確認方法

事業主より被保険者の方に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。記入方法は3ページをご覧ください。  
なお、今年度は、被保険者と別居している方および海外に在住している方については、被扶養者の要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要となります。詳しくは、2、3ページをご覧ください。

### 提出期限

提出期限は **令和2年11月30日(月)** です。被扶養者資格の再確認が終わり次第、速やかにご提出ください。

### 確認の対象となる方

令和2年9月11日現在、被扶養者の方  
ただし、次の①、②に掲げる方は確認の対象外です。

- ① 令和2年4月1日時点において18歳未満の方
  - ② 令和2年4月1日以降に被扶養者となった方
- ※上記①、②に該当する方についても、被扶養者状況リストに印字されていますが、再確認の必要はありません。(備考欄に「確認不要」と表示しています。)

### 令和元年度の実施効果等

扶養解除となった人数:約6.6万人(令和2年3月末日現在)  
高齢者医療制度への負担軽減額(被扶養者資格の再確認による効果額):約15億円  
※高齢者医療制度への拠出金については、6ページ②9をご覧ください。

お問い合わせは  
こちらから

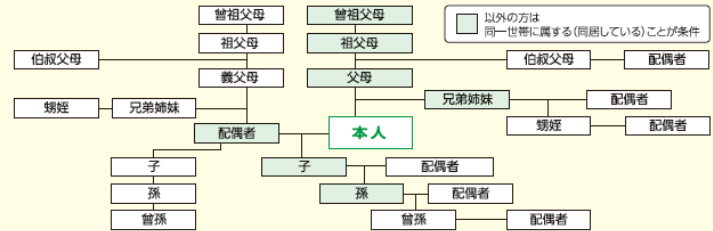
専用ダイヤル(令和2年12月11日まで)

**0570-057-150**

受付時間:  
月～金曜日 8:30～17:15  
※土・日・祝日は除く

## 手順1 被扶養者の要件を満たしているか確認をしてください

被扶養者になれるのは、下図の範囲の方で、主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者とならない方)です。つきましては、被扶養者の要件を満たしているか、次の①～④について、**ご確認をお願いいたします**。なお、①～④のうち1つでも要件を満たさない場合は、被扶養者となることはできません(扶養解除のお手続きが必要です)。



① 続柄が  以外の被扶養者については、被保険者と同居していることが被扶養者としての条件となりますので、**同居していることを確認してください**。なお、続柄が「配偶者、子、孫、(義)父、(義)母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、兄弟姉妹」以外の場合、被扶養者状況リストの続柄欄には「その他」と表示されます。

② 収入要件を満たしていることを確認してください。

【被保険者と同居している場合】

被扶養者の年収<sup>※1</sup>が**130万円未満<sup>※2</sup>**で、かつ被保険者の年収の**半分未満<sup>※3</sup>**であることを確認してください。

【被保険者と別居している場合】

被扶養者の年収<sup>※1</sup>が**130万円未満<sup>※2</sup>**で、かつ被保険者からの**仕送り(援助)額より少ない**ことを確認してください。

また、同封している「被扶養者現況申立書」を記入し、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類<sup>※4</sup>を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出してください。

- ※1 被扶養者の年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の療養・出産手当金のことを含みます。給与所得者の場合は額取収入額が年収となります。自営業者の場合は5ページ②9をご覧ください。
- ※2 被扶養者が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害者)の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。
- ※3 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以下であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。
- ※4 学生の場合は、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の添付は省略できます(被扶養者現況申立書の提出は必要です。5ページ②9参照)。

③ 国内に住民票があることを確認してください。

令和2年4月より、被扶養者の要件に「原則、国内に住民票があること」が加わりました。<sup>※5</sup>

ただし、海外に在住している(国内に住民票がない)場合でも、海外特例要件に該当する場合は、特例的に被扶養者となることがあります。下記表に掲げる海外特例要件に該当している場合は、同封している「被扶養者現況申立書」を記入し、海外特例要件に該当していることが確認できる書類を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出してください。

海外特例要件	証明書類
① 外国において留学をする学生(留学)	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する家族(同行家族)	査証(ビザ)、海外赴任許可、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
③ 観光、保護又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族(特定活動)	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が海外に赴任する間に当該被保険者との身分関係が生じた家族(海外帰帰等) (被保険者が海外赴任中に結婚した配偶者、生まれた子どもなど)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 上記①～④までに掲げるもののほか、滞航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別に判断

※5 国内に住民票があっても、日本国籍を有せず「特定活動(医療目的)」「特定活動(長期観光)」で滞する方は被扶養者となることはできません。

④ 就職等により、ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。

ご自身で健康保険に加入している方は、被扶養者になれません。毎年、就職や後期高齢者医療該当等により、ご自身で健康保険に加入された方の扶養解除漏れが多く見受けられますので、ご注意ください。



## 2. 基盤的保険者機能関係

### (10) オンライン資格確認の導入に向けた対応

#### KPI

導入済医療機関における利用率66.7%以上を目標とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
利用率	66.7%以上	33.3%	50.0%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"><li>① 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。</li><li>② 導入済医療機関における利用率向上に取り組む。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 納入告知書同封チラシに記事を掲載(4月) メールマガジンに記事を掲載(7月) 初任者事務講習会で周知(9月)</li><li>② 新型コロナウイルス感染症への対応による医療機関の負担軽減から、利用勧奨停止の指示あり。</li></ul>

### 3. 戰略的保險者機能關係

### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

KPI

KPI 設定なし

#### 事業計画(主な重点事項)

- ① 「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ② なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価(中間評価)し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組の実効性を高める。

#### 実施状況

- ①第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を実施
  - i. 喫煙対策の推進
    - 特定保健指導初回面接時に喫煙者全員に対し禁煙支援実施(コロナ感染拡大防止のため4~5月は対面による面談を中止、6月より再開)
    - 受動喫煙対策「空気クリーン施設認証制度」の申請勧奨・・・認定23事業所
  - ii. 高血圧・糖尿病重症化予防対策の推進
    - 未治療者に対する受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防(コロナ感染拡大防止のため4~5月は対面による面談を中止、6月より再開)
- ② 中間評価を実施
  - i. 喫煙: H30喫煙率38.6%、H28からの減少率▲1%(評価指標▲2%)→達成状況(見込み)=目標をやや下回る
  - ii. 高血圧重症化予防: H30血圧180/110mmHg以上の割合0.77%(評価指標0.76%)→達成状況(見込み)=目標どおり
  - iii. 糖尿病重症化予防: H30空腹時血糖160mg/dl(HA1c8.4%)以上の割合0.73%(評価指標0.78%)→達成状況(見込み)=目標どおり

### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (1)- ① 生活習慣病予防健診の受診率向上

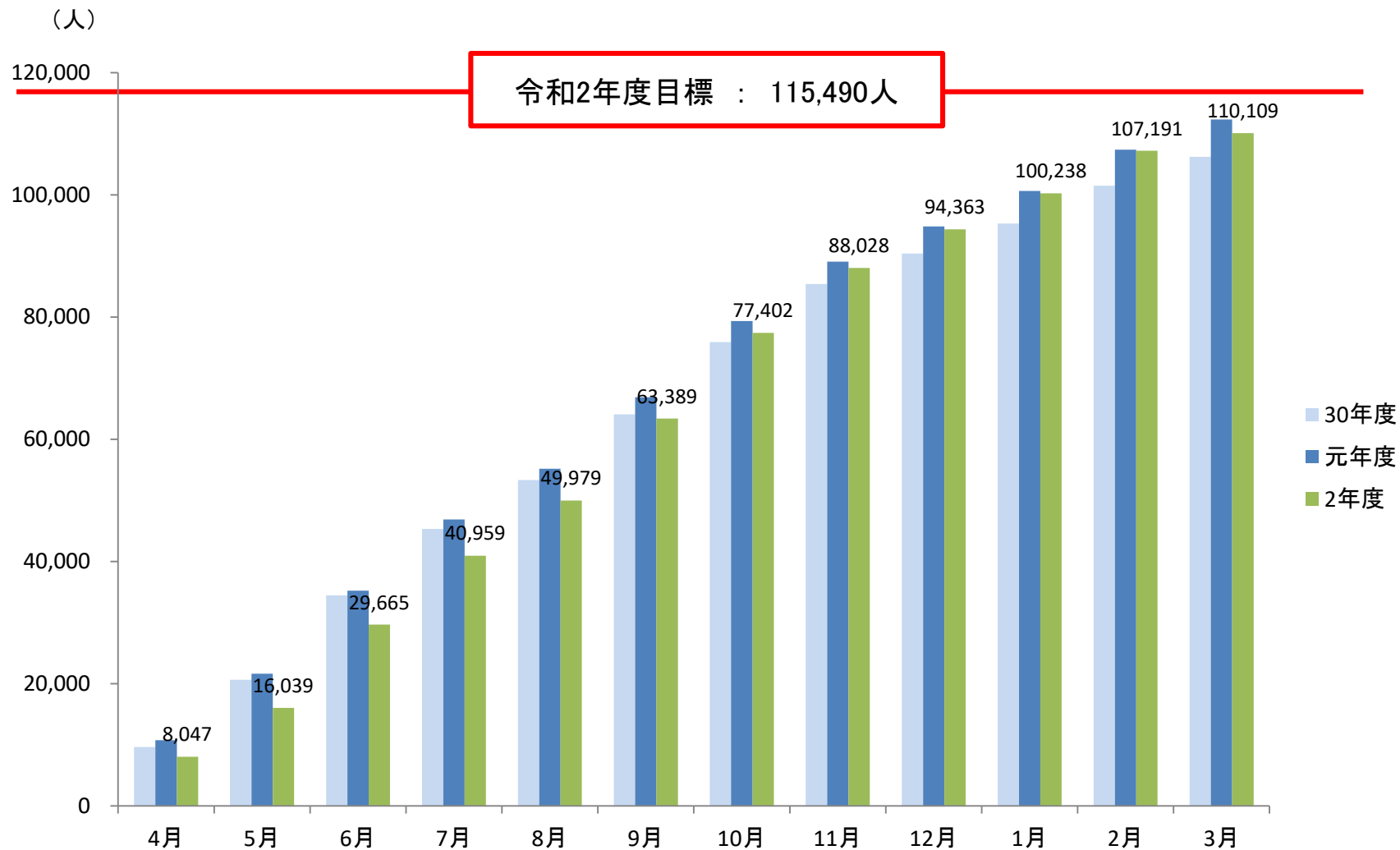
##### KPI

生活習慣病予防健診実施率を60.0%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
生活習慣病予防健診実施率	60.0%以上	58.7%	59.0%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<p>①KPI 生活習慣病予防健診 実施率 60.0% (実施見込者数115,490人)</p> <p>②健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約健診機関の少ない地域への集合バス健診(検診車による出張健診)を実施する。</li> <li>「健診推進経費」を活用した受診率向上策</li> </ul>	<p>① 生活習慣病予防健診 実施率 58.7%(実施者数:110,109人)</p> <p>② 健診の受診勧奨対策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>健診案内の送付・・・新規適用事業所(546事業所)、任意継続加入者(3,384件)、集合バス健診(1,193事業所)</li> <li>契約健診機関の少ない地域等での集合バス健診(検診車による出張健診)実施・・・7月六ヶ所村・1月むつ:本人83名、扶養者28名</li> <li>診推進経費を活用した受診率向上策           <ul style="list-style-type: none"> <li>4月～2月(通年)実績が対前年度伸び率2%を超えた場合、超えた件数に770円を乗じた金額を支払い・・・2/6機関該当</li> <li>12月～2月(閑散期)実績が対前年度伸び率2%を超えた場合、超えた件数に330円を乗じた金額を支払い・・・3/6機関該当</li> </ul> </li> </ol>

# 被保険者 生活習慣病予防健診受診者数



### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (1)- ②事業者健診データ取得率の向上

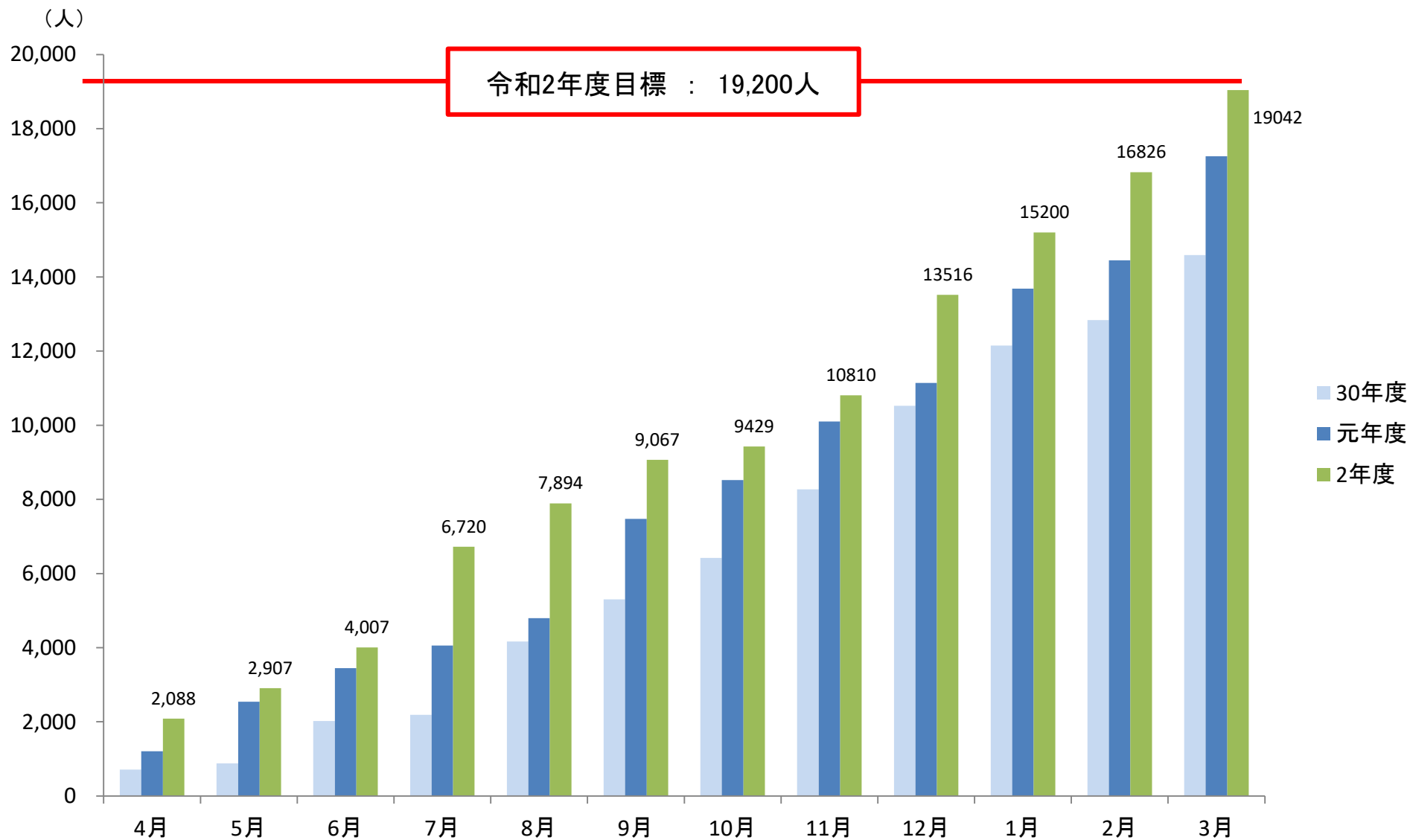
KPI

事業者健診データ取得率を10.0%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
事業者健診データ取得率	10.0%	10.1%	9.1%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<p>①KPI 事業者健診データ取得率10.0%(取得見込者数:19,200人)</p> <p>②事業者健診データ取得に向けた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働局との連名による事業者健診結果提供に関する依頼文書送付</li> <li>外部委託業者による事業者健診データ取得</li> <li>「健診推進経費」を活用した受診率向上</li> </ul>	<p>①事業者健診データ取得率 10.1%(取得者数:19,042人)</p> <p>②事業者健診データ取得に向けた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働局との連名による事業者健診結果提供に関する依頼文書送付(509事業所)</li> <li>事業者健診結果データ取得業務委託 勧奨:1,000事業所、同意書の取得:323件、健診結果データの作成:937件</li> <li>健診推進経費を活用した受診率向上 健診データが早期提供(受診月の翌々月末まで)された件数について、支部の設定した目標値を超えた場合、超えた件数に660円を乗じた金額を支払い…4/6機関該当</li> </ul>

# 事業者健診データ取得数



### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (1)- ③ 特定健診受診率の向上

KPI

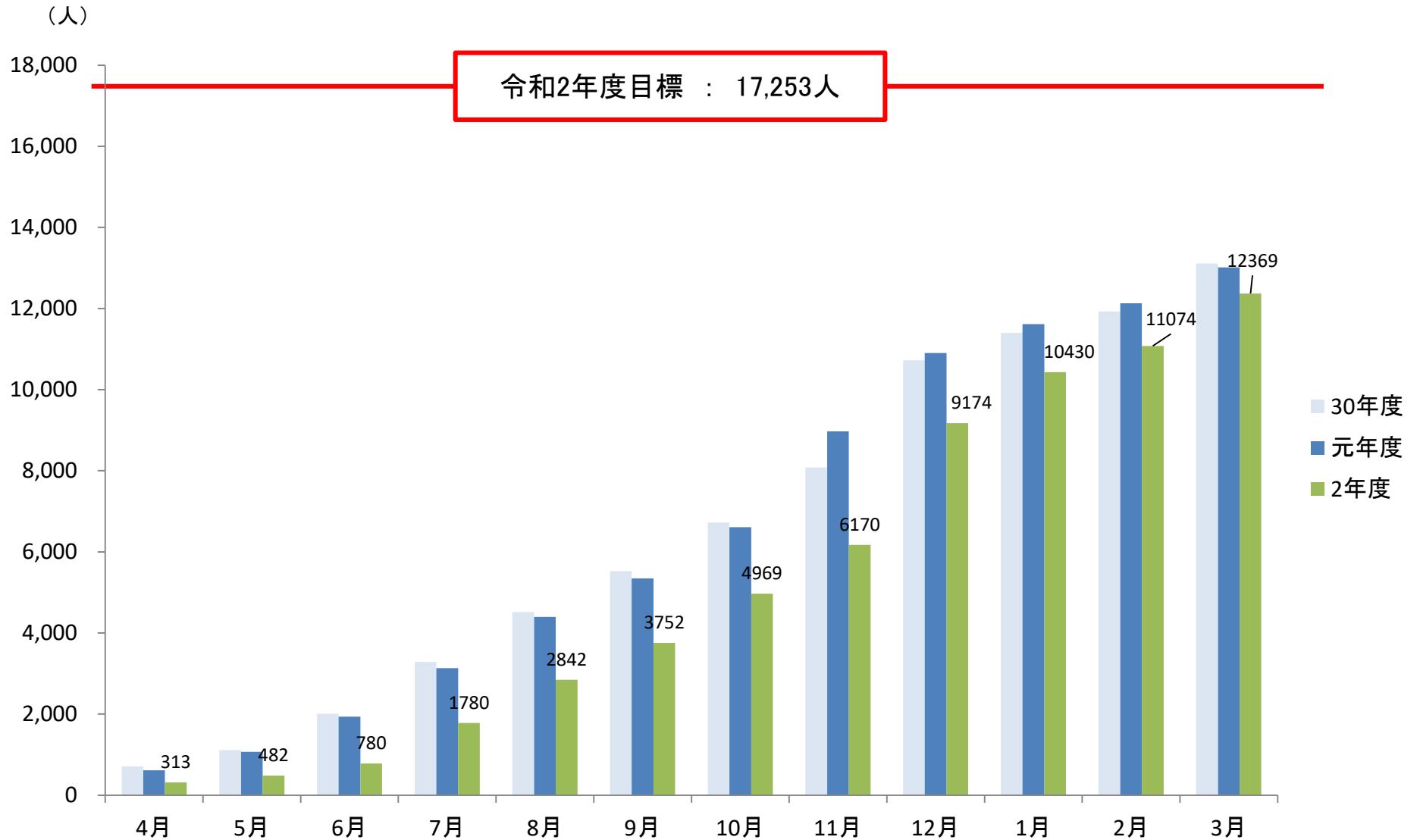
被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
特定健診受診率	29.5%以上	25.8%	26.0%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<p>①KPI 被扶養者の特定健診実施率 29.5%(実施見込者数: 15,010人)</p> <p>②健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診受診率の向上に向け、ナッジ理論等を活用した受診勧奨を進める。</li> <li>県内のショッピングセンターで特定健診(まちかど健診)を実施する。</li> <li>生活習慣病予防健診を検診車で実施する際、同時に被扶養者の特定健診を実施する。</li> <li>「健診推進経費」を活用した受診率向上</li> </ul>	<p>①被扶養者の特定健診実施率 25.8%(実施者数: 12,369人)</p> <p>②健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちかど健診案内の作成にナッジ理論等を活用し、受診勧奨を実施(案内送付件数: 44,948件)</li> <li>コロナ感染予防に努め、ショッピングセンター等で特定健診(まちかど健診)を実施(R1: 25会場→R2: 29会場、R1: 2,080名→R2: 2,405名受診)</li> <li>次年度特定健診デビュー年齢対象者への特定健診受診勧奨(郵送型血液検査・文書による勧奨)(送付件数: 981件)</li> <li>健診推進経費を活用した受診率向上 協会主催の集団健診(まちかど健診、集合バス健診等)において、前年度実績を超えた場合、総件数に209円を乗じた金額を支払い。…1/5機関該当</li> </ul>



# 被扶養者 特定健診受診者数



### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (1)- ④ 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応

##### KPI

被保険者・被扶養者合計実施率21.6%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
特定保健指導実施率	21.6%以上	15.1%	18.0%

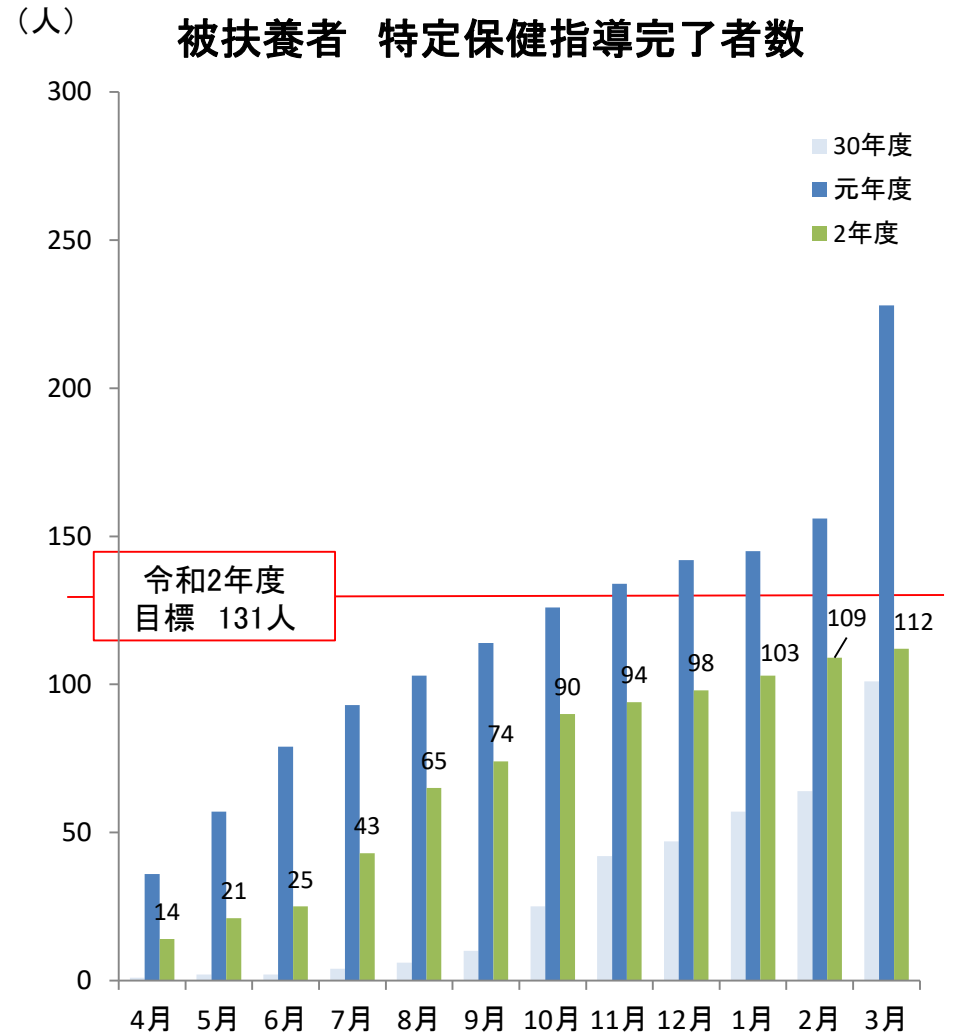
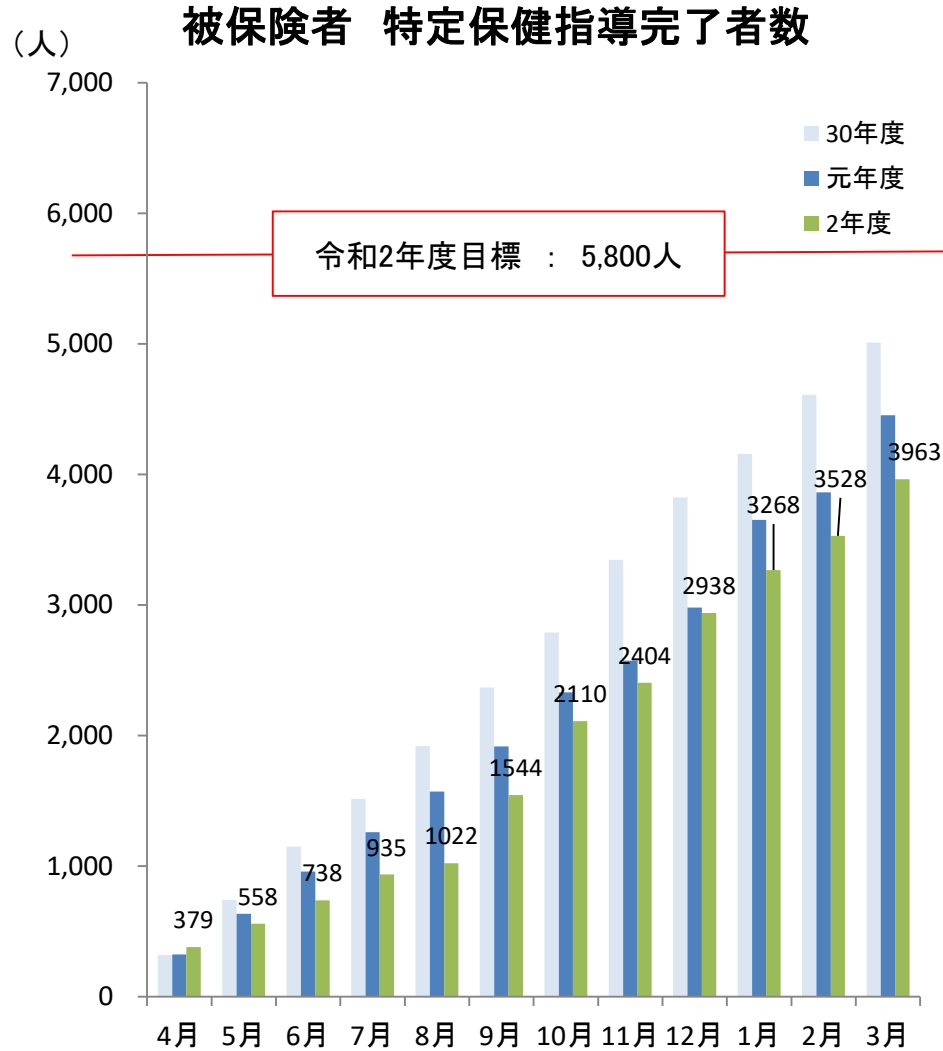
##### 事業計画(主な重点事項)

- ①KPI 被保険者 特定保健指導実施率 22.3%(実施見込者数:5,800人)  
 (内訳)協会保健師実施分 11.3%(実施見込者数:2,940人)  
 外部委託分 11.0%(実施見込者数:2,860人)  
 被扶養者 特定保健指導 実施率 9.0%(実施見込者数:131人)
- ②保健指導の受診勧奨対策
  - ・ 特定保健指導実施率の向上に向け、ナッジ理論等を活用した利用勧奨を進める。
  - ・ 生活習慣病予防健診委託機関における健診当日の特定保健指導実施を推進する。
  - ・ 県内のショッピングセンターでの特定保健指導(まちかど保健指導)を実施する。
  - ・ 保健指導推進経費を活用した実施率向上

##### 実施状況

- ①KPI 被保険者 特定保健指導実施率 15.3%(実施者数:3,963人)  
 (内訳)協会保健師実施分 10.8%(実施者数:2,793人)  
 外部委託分 4.5%(実施者数:1,170人)  
 被扶養者 特定保健指導実施率 11.3%(実施者数: 112人)
- ②保健指導の受診勧奨対策
  - ・ コロナ感染拡大により対面による保健指導の中止(4~5月)
  - ・ 積極的支援継続支援の外部委託(委託件数 1,275件)
  - ・ 特定保健指導対象者への利用券送付(390件)
  - ・ コロナ感染予防に努め、ショッピングセンター等でまちかど健診と同日に特定保健指導を実施(78名受診)
  - ・ 保健指導推進経費を活用した実施率向上  
 特定保健指導終了者数が前年度実績を超えた場合、超過件数に990円を乗じた金額もしくは総件数に330円を乗じた金額を支払い。…3/8機関該当

# 特定保健指導完了者数の推移



### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (1)- ⑤ 重症化予防対策の推進

KPI

「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」の割合を12.9%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
特定健診受診率	12.9%以上	10.77%	9.3%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<p>①未治療者に対する受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所を通じて血圧値及び血糖値が重症域にある方に通知書を送付し、医療機関への受診勧奨を行う。</li> <li>生活習慣病リスクが高い方に健診結果に応じた生活習慣病の発症予測などを情報提供し、生活習慣の改善や受診への行動変容を促す。</li> </ul> <p>②糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師会との連携協定による糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施する。</li> </ul>	<p>①未治療者に対する受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ感染拡大防止のため4～5月は対面による面談を中止。5～6月、受診勧奨文書の発送中止(延期)</li> <li>未治療者に対する受診勧奨、受診状況確認(文書・面接・電話)個別面接時の未治療者を受診まで追跡フォロー(二次勧奨文書発送 5,011人、面談による個別面接 845人、電話による受診勧奨 471件)</li> <li>生活習慣病発症予測・生活改善・受診勧奨業務、外部委託業者の決定</li> </ul> <p>②糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弘前市医師会、青森市医師会との連携による糖尿病性腎症重症化予防(連携者1名)</li> </ul>

# 協会における糖尿病重症化予防の概要

- ・生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る。
- ・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。

糖尿病予備群

未治療者への受診勧奨

- 一次勧奨:本部により実施
- 二次勧奨:支部により実施

○ 生活習慣病予防健診の結果をもとに、高血圧・高血糖で治療を受けていない者に対して医療機関への受診勧奨を実施

糖尿病発症

糖尿病性腎症発症と進展

糖尿病性腎症患者への重症化予防

支部により着手・実施

○ 糖尿病性腎症患者に対してかかりつけ医と連携した保健指導等を実施

糖尿病性腎症による透析導入

### 3. 戦略的保険者機能関係

(1)- ⑥ コラボヘルスの推進、(2)ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データ情報提供

KPI(支部独自設定)

健康宣言事業所数を1,200社以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
健康宣言事業所数	1,200社	1,445社	965社

事業計画(主な重点事項)

○「データヘルス計画」による協働事業や健康宣言事業所の更なる拡大により、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。また、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

- ①健康宣言未実施事業所への文書及び訪問勧奨
- ②健康宣言による事業所に対するインセンティブの充実および周知広報
- ③健康宣言事業所への事業所健康度診断書(事業所カルテ)の発行

○健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用し、効果的な保健事業を推進する。

- ・事業所単位については、事業所健康度診断書(事業所カルテ)等の見える化ツールにより提供を行う。
- ・個人単位については、国における検討状況を注視し、実施方法を検討する。

実施状況

・民間企業との連携による健康宣言事業のPRおよび登録拡大  
(6月にアクサ生命保険、損害保険ジャパン、SOMPOひまわり生命、8月に第一生命保険、1月に明治安田生命保険相互会社と健康経営の普及促進を目的とした覚書を締結)

・「北海道・東北ブロック健康づくり好事例集」、「あおもり型健康経営認定事業所好事例集」、「高血圧・高血糖受診勧奨ポスター」の配布

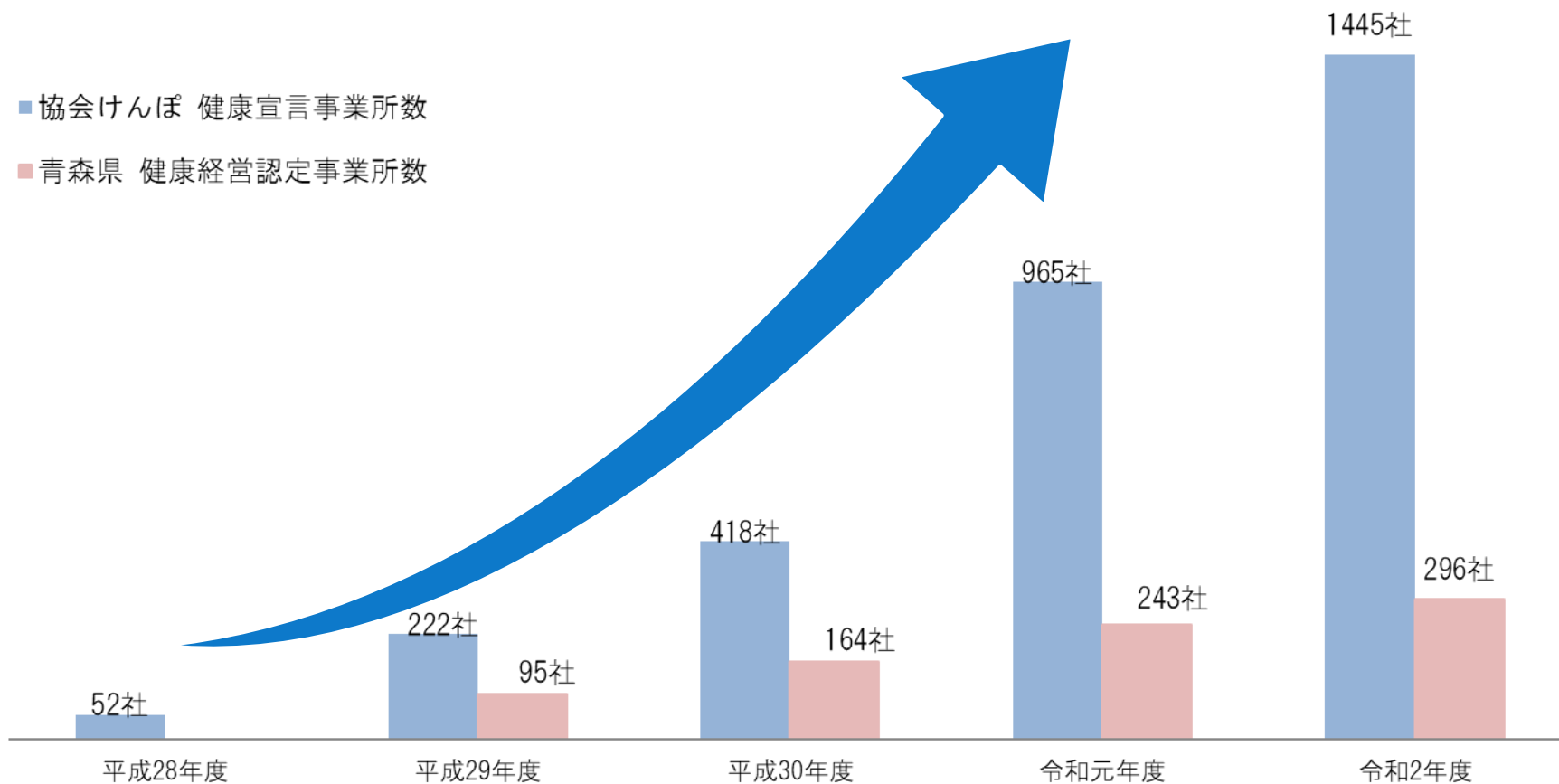
・「健康づくりに関する取組状況等についてのアンケート」の実施(7月)

- ①委託業者を活用した、文書と電話による健康宣言登録勧奨を実施(7月～8月)
- ②生活習慣病予防健診受診の際の特典提供を周知(4月)
- ③健康宣言登録事業所に対し、事業所健康度診断(事業所カルテ)の発行および、健康情報誌「季節の健康」の配布(4回)

# 健康宣言に取り組む宣言企業数の推移（コラボヘルスの推進）

- 協会けんぽ青森支部において健康宣言事業を実施。青森県が実施する「健康経営認定制度」や経済団体、金融機関などと連携を図り、健康経営に取り組む企業を支援している。

令和3年3月末時点の健康宣言事業所数は1,445社。



### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (2) 広報活動による加入者等の理解促進

KPI

※加入者理解率とは、法令や協会けんぽの事業等について、どれだけ加入者に理解されているか表すものである。インターネット調査により理解率を把握し、特に加入者に理解されていない事項について重点的に広報を行う。

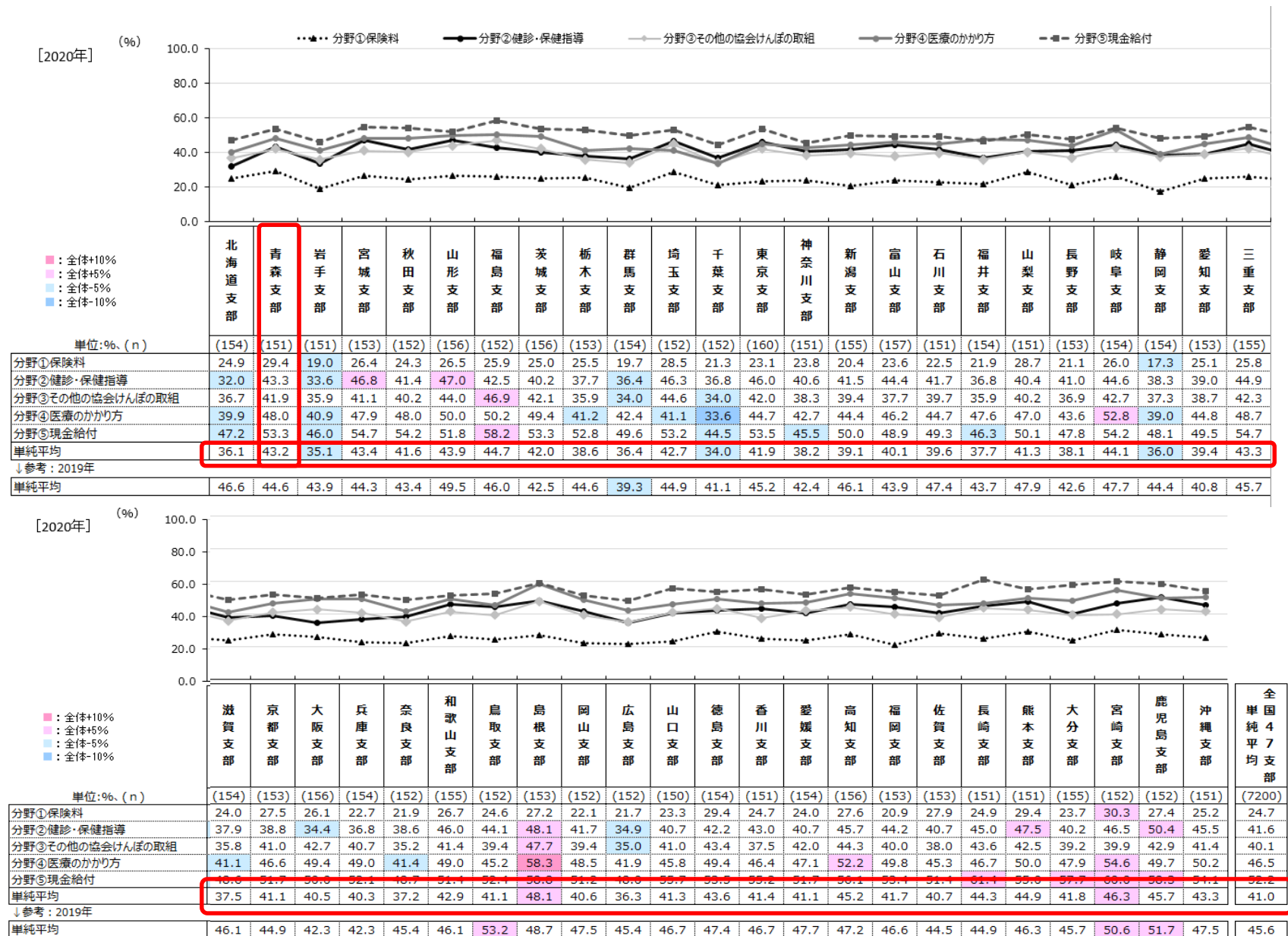
広報活動における加入者理解率※の平均について対前年度以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
加入者理解率の平均値	44.6%以上	43.2%	44.6%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<p>① 支部ホームページやメールマガジンによるタイムリーな情報発信を継続する。</p> <p>② 自治体との共同広報の実施、自治体や関係団体との健康セミナー等の共同開催など、連携による広報や各種メディアへの情報発信を強化する。</p> <p>③ アンケート等により、加入者・事業主から直接意見を聞くとともに、ナッジ理論等を活用した、わかりやすく、加入者・事業主の行動変容に結びつく広報を行う。</p>	<p>①紙媒体および電子媒体による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全事業所に対して毎月1回、納入告知書発送時にチラシを送付</li> <li>・社会保険協会が発行している広報紙「社会保険あおもり」へ健康保険に関する記事を掲載(偶数月)</li> <li>・毎月10日ごろに健康宣言事業に関する情報等、健康づくりに関する情報をメールマガジンで配信するとともに、ホームページでも随時更新</li> <li>・健康宣言時にメールマガジン登録を推奨するなど、新規登録者募集に関する取組を推進</li> </ul> <p>②自治体(青森市・弘前市・八戸市・十和田市・深浦町・おいらせ町)と連携して、被扶養者の特定健診及びがん検診の同時受診にかかる共同広報の実施(4月)</p> <p>③外部講師を活用し、ナッジ理論について講演を受けるとともに、アドバイスを受けながら広報物(高血圧・高血糖受診勧奨ポスター、まちかど健診案内チラシ)を作成(講演:6月、広報物作成:6月~9月)</p>



# 加入者を対象とした理解度調査(支部ごとの認知率(共通項目のみ/Q3を含む))



### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (3) 健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

KPI

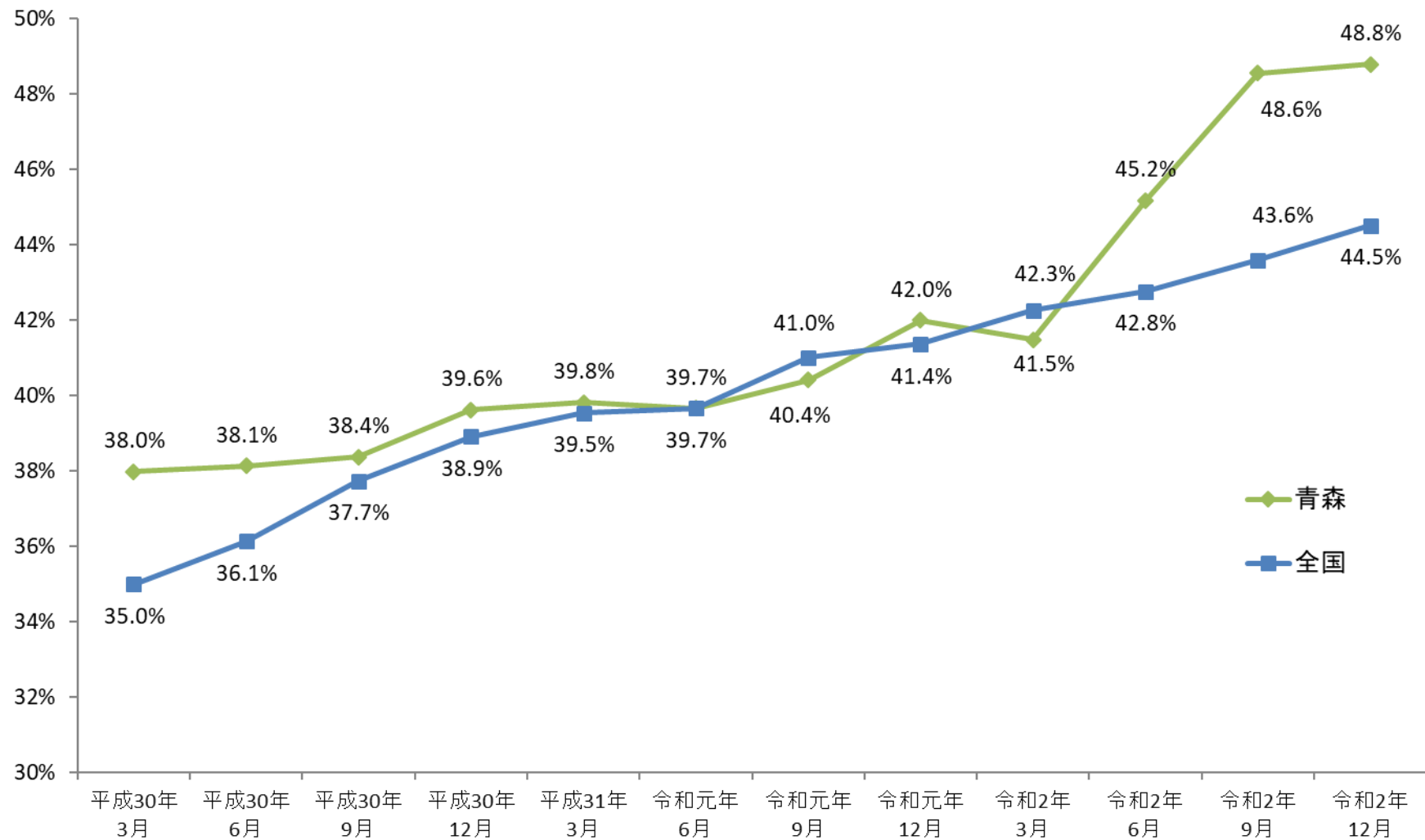
全被保険者数に占める「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合を45.0%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合	45.0%以上	48.76% (速報値)	41.5%

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>①健康保険委員の活性化のため、委員を対象とした研修会、広報を通じた情報提供の充実を図る。</li> <li>②健康保険委員表彰を実施する。</li> <li>③日本年金機構や関係団体と協力・連携を図りながら、新規適用事業所や未選任事業所に対する勧奨を行う。</li> <li>④健康宣言の実施にあたり健康保険委員の登録を必須とし、健康宣言未実施事業所への勧奨と連動した文書・訪問勧奨を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 6月～7月に研修会を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により中止となったため、全健康保険委員へ研修資料を配布(7月)</li> <li>② 11月17日に健康保険委員表彰を開催</li> <li>③ 被保険者100名以上の未選任事業所へ、文書および電話勧奨を実施(6月) 初任者社会保険事務講習会における勧奨を実施(9月)</li> <li>④ 委託業者を活用した、文書と電話による健康宣言登録勧奨を実施(7月～8月)</li> </ul> <p>・健康保険委員の在籍している事業所を対象に「医療・医療保険制度等に関するアンケート調査」を実施(11月)</p>

# 健康保険委員委嘱状況の推移 (健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合)

## 健康保険委員委嘱状況(被保険者カバー率)



### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (4) ジェネリック医薬品の使用促進

KPI

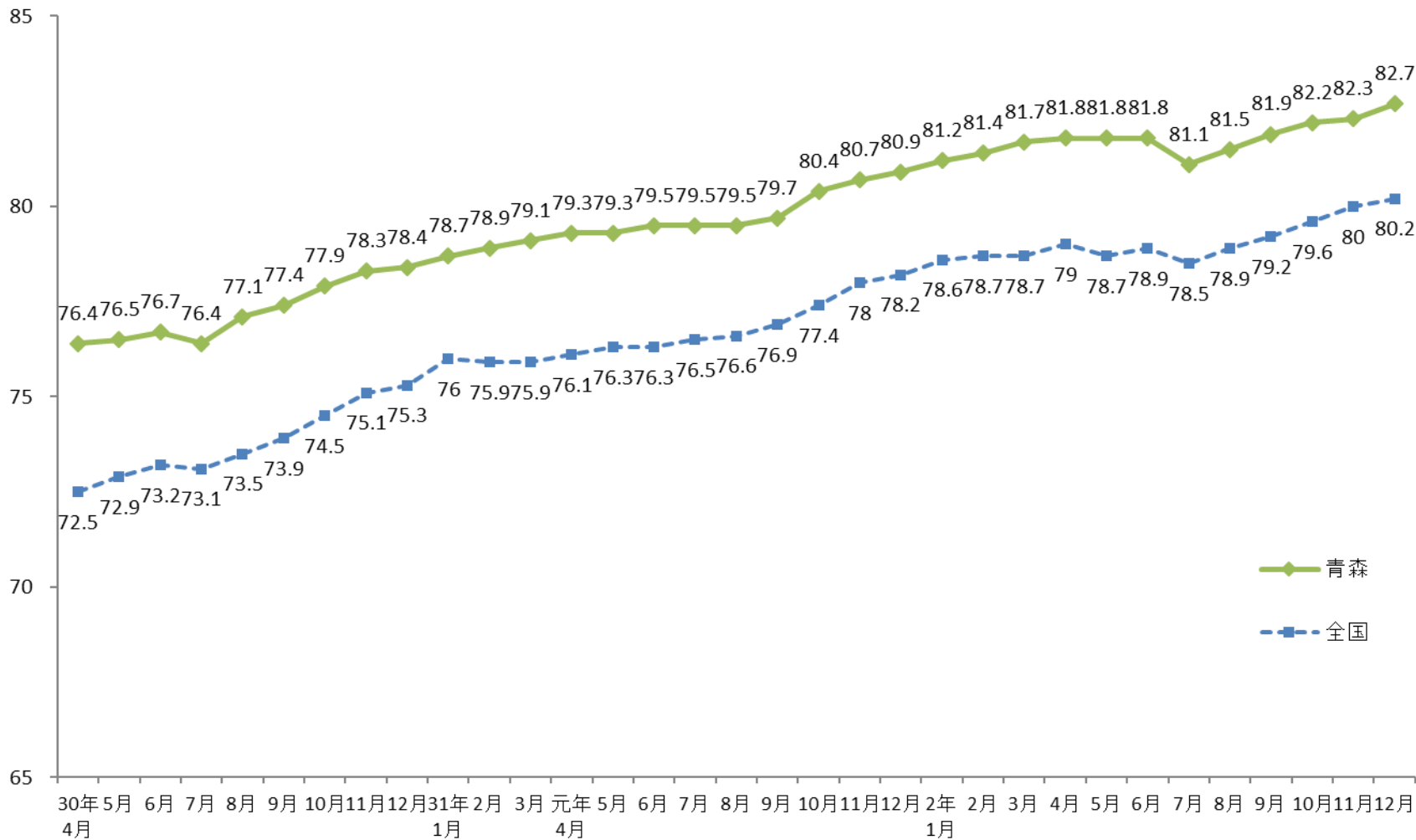
ジェネリック医薬品使用割合を82.2%以上とする。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
ジェネリック医薬品の使用割合	82.2%以上	82.7%(令和2年12月診療分)	81.4%(令和2年3月診療分)

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本部が実施するジェネリック医薬品軽減額通知サービスの効果を着実なものとするよう、広報誌やメールマガジン、WEB広告等あらゆる媒体を活用した周知広報を行う。</li> <li>② 事業所、加入者、医療機関等へジェネリック医薬品希望シール、Q&amp;A、リーフレット等の配布、関係団体と連携のうえ各研修会等での説明など、きめ細かな普及啓発を行う。</li> <li>③ 青森県薬剤師会と連携して公立病院等への広報を行う。</li> <li>④ 青森県薬剤師会と連携してジェネリック医薬品希望の意思表示をしたお薬手帳カバーを作成のうえ、薬局において切り替え意思表示のツールとして使用する。</li> <li>⑤ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、阻害要因を分析のうえ施策の検討などを目指す。</li> <li>⑥ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために必要に応じて県担当部局、関係機関への働きかけを行う。</li> <li>⑦ 青森県後発医薬品安心使用促進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 位置情報を活用したジオターゲティング広告(7月～9月)、新聞広告による周知広報(8月、2月)、納入告知書同封チラシ(5月)による広報を実施のほか、「漫画で分かるジェネリック医薬品」を支部ホームページでも展開。</li> <li>② 健康宣言事業所にQ&amp;A冊子を送付(4月)するとともに、新規健康宣言登録事業所へも随時Q&amp;A冊子を送付。ガイドブックの作製及び配布(1月)</li> <li>③ 青森県立中央病院の院外処方箋FAXコーナーにて、「希望スタンプ」を押印する広報を継続実施。</li> <li>④ お薬手帳カバー、チラシ、ポスターを作成し、アドバイザー薬局464件に配布(8月)</li> <li>⑤⑥ 見える化ツールを活用し郵送による情報提供を4月に1,160件、11月に1,107件実施。6月には医療機関5件および薬局5件、7月に医療機関3件、2月は弘前市と合同で7薬局に対し訪問による情報提供を実施。</li> <li>⑦ 令和3年度において同協議会は開催なし。</li> </ul>

# ジェネリック医薬品の使用割合

(%) ジェネリック医薬品使用割合の推移(医科、DPC、歯科、調剤レセプト、数量ベース)



	30年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	31年1月	2月	3月	元年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
青森	76.4%	76.5%	76.7%	76.4%	77.1%	77.4%	77.9%	78.3%	78.4%	78.7%	78.9%	79.1%	79.3%	79.3%	79.5%	79.5%	79.5%	79.7%	80.4%	80.7%	80.9%	81.2%	81.4%	81.7%	81.8%	81.8%	81.8%	81.1%	81.5%	81.9%	82.2%	82.3%	82.7%
全国	72.5%	72.9%	73.2%	73.1%	73.5%	73.9%	74.5%	75.1%	75.3%	76.0%	75.9%	76.1%	76.3%	76.3%	76.5%	76.6%	76.6%	76.9%	77.4%	78.0%	78.2%	78.6%	78.7%	78.7%	79.0%	78.7%	78.9%	78.5%	78.9%	79.2%	79.6%	80.0%	80.2%
順位	5位	6位	6位	7位	6位	7位	7位	7位	9位	8位	8位	8位	6位	8位	6位	6位	9位	9位	7位	9位	9位	9位	9位	8位	8位	7位	6位	7位	8位	8位	8位	8位	8位

### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (5) インセンティブ制度の本格導入

KPI

KPI 設定なし

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<p>令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・メールマガジンにて周知(4月、1月)</li><li>・納入告知書同封チラシにて周知(5月)</li><li>・研修会中止を受け、全健康保険委員あてに送付した研修資料の中で周知(7月)</li><li>・初任者社会保険事務講習会での説明(9月)</li><li>・経済5団体等を訪問して説明(2月)</li><li>・県内地方紙に保険料率広報と併せた新聞広告を掲載(3月)</li><li>・健診機関、市町村、健康宣言事業所宛てに高血圧・高血糖受診勧奨ポスターを配布(10月)</li><li>・医療・医療保険制度等に関するアンケート実施(11月)</li></ul>

### 3. 戦略的保険者機能関係

#### (6) 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信

##### KPI

- ① 他の被用者保険(健保連・共済組合)との連携を含めた地域医療構想調整会議の参加率を100%とする。
- ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

指標	令和2年度目標	令和2年度実績	令和元年度実績
地域医療構想調整会議の参加率	100%	精査中	100%
「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施	実施	精査中	実施

事業計画(主な重点事項)	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 2025年に向けた地域医療構想調整会議に積極的に参画、他の被用者保険と連携した意見発信を行う。</li> <li>② 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。</li> <li>③ 各種審議会における意見発信のほか、ホームページ等により加入者や事業主へ意見発信を行う。</li> <li>④ 地方自治体や医療関係団体等との間で医療情報の分析や保健事業における連携を強めるとともに、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなどの連携推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①、②下期において同会議は書面開催。 下北地域医療調整会議にて、協会けんぽレセプトデータによる患者の流入状況のデータに基づき、保険者として地域医療の確保に向けて意見発信。</li> <li>③ 平成30年度の医療費・健診分析結果について、評議会(7月)および健康づくり推進協議会(9月)で報告するとともに、支部ホームページにも掲載(7月)</li> <li>④ 包括協定に基づき、平成30年度の健診結果にかかる集計データを青森市に提供。市の広報誌等にて業種ごとの喫煙率を掲載。</li> </ul>

# 3. 戦略的保険者機能関係

## (7) 調査研究の推進

KPI

KPI 設定なし

### 事業計画(主な重点事項)

- ① 協会が保有するデータを活用し、加入者の受診傾向や医療費の動向等について地域別・職域別の分析を行い、内外にも広く情報発信を行う。また、地域別に分析する際にはGISを活用するなど視覚効果も取り入れる。
- ② 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。

### 実施状況

- ① 青森県と連携して実施した「職場の血圧・脈拍測定促進事業」の効果検証について、協会けんぽ本部が主催する第7回調査研究フォーラム(6月)で発表、第69回東北公衆衛生学会(7月)で口演発表。  
※調査研究フォーラムは新型コロナウイルスの影響によりウェブ上での開催。
  - ・ 青森支部加入者の1人当たり医療費や医療機関受診率について、GIS(地理情報システム)を活用して市町村別のマップを作成し、下北地域は入院の受診率が高いこと、青森地域や津軽地域は外来の受診率が高いことなどについて、評議会で報告するとともに支部ホームページに掲載。(7月)
  - ・ 業種別に医療費を比較し、「道路貨物運送業」「職別工事業」などの業種は外来における受診率は低くなっているが、入院における受診率と1人当たり医療費が高い傾向が見られたことなどについて支部ホームページに掲載。(7月)
- ② 青森県立保健大学の西先生とのアドバイザー契約に基づき、調査研究フォーラム及び学会発表案件について意見を聴取(4月、5月)  
また、令和3年以降実施予定の「大腸がん検診が医療費に与える影響に関する研究」について相談(2月)



## 4. 組織体制関係

# 4. 組織体制関係

## (1) 人事制度の適正な運用と人員配置

取組事項	実績
<p>人員の適正配置による業務の効率化・平準化の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各グループにおけるマニュアル等による業務プロセスの検証や、業務部門においては、ユニット制に基づいた事務処理体制（山崩し）により業務の効率化・平準化の徹底を図った。</li> </ul>

## (2) 人事評価制度の適正な運用

取組事項	実績
<p>組織目標・役割定義に基づく自身の役割を意識した目標の設定と実態に即した評価の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部全体とグループ目標を連動させた個人目標を面談により設定（4月、10月）</li> <li>・実績評価、フィードバックを実施（6月、12月）</li> </ul>

## (3) OJTを中心とした人材育成

取組事項	実績
<p>①OJT・集合研修・自己啓発を組合わせた研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員への研修実施（ビジネススキル：7月、個人情報保護およびコンプライアンス：9月、情報セキュリティ：11月、ハラスメント防止およびメンタルヘルス対策：12月）</li> <li>・保健師、レセプト点検員に対する支部内研修（随時）</li> <li>・グループを跨ぐジョブローテーション（4月・異動者2名、10月：異動者1名、12月：異動者1名）</li> </ul>

# 4. 組織体制関係

## (4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

取組事項	実績
<p>①物品等の調達に当たっては競争入札を実施するとともに、消耗品のWEB発注を活用した適切な在庫管理等により、引続き経費の節減に努める。</p> <p>②調達や執行については調達審査委員会において適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表し透明性の確保に努める。</p> <p>③調達における競争性を高めるため、支部ホームページ等を活用して広く周知を図るほか、十分な公告期間や履行期間を設定するなど一者応札案件の減少に努める。</p> <p>④一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</p> <p>■KPI：<u>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。</u></p>	<p>①一般競争入札実施(11件)、消耗品のWeb発注と消耗品受払簿による在庫管理を実施(通年)</p> <p>②調達審査委員会は8回実施。調達結果は全てホームページへ公表。</p> <p>③ホームページにおける調達情報の周知、昨年度応札業者等への声掛け等により入札参加事業者の確保に努めた。</p> <p>④令和2年度において一者応札案件は1件であり、入札不参加事業者に対するアンケートについては2件実施。</p> <p>■KPI：<u>一般競争入札に占める一者応札案件の割合・・・9.1%</u></p>

## 4. 組織体制関係

### (5)コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

取組事項	実績
<p>業務マニュアル等統一的処理ルールの順守と徹底、個人情報保護や情報セキュリティに関する規程等の順守、アクセス権限パスワードの適切な管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一的処理ルールの順守・徹底、青森支部コンプライアンスマニュアルの読み合せ。(毎月)</li> <li>・チェックシートによる各個人の行動点検。(毎月)</li> <li>・個人情報保護管理委員会を4回、コンプライアンス委員会を12回開催のほか、月例会議にて情報セキュリティを含めコンプライアンス実践状況の進捗確認を実施。</li> </ul>

### (6)リスク管理

取組事項	実績
<p>大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認システムによる模擬訓練を実施。(6月、11月)</li> <li>・支部初動対応マニュアルを整備し、幹部職員に周知。(9月)</li> <li>・支部が入居するビル管理会社主催による消防訓練を実施。(10月)</li> </ul>

### (7)ペーパーレス化の推進

取組事項	実績
<p>戦略的保険者機能の発揮には、一層の事務効率化による適切な人員配置が求められることから、支部におけるペーパーレス化の推進のための検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス化の指標として、A4およびA3コピー用紙の使用状況を前年度と比較。今年度は前年度よりも使用数は減少。 A4: 元年度(342箱)→2年度(304箱) A3: 元年度(11箱)→2年度(8箱)</li> </ul>